

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集

**障害者支援施設における
強度行動障害者支援の質の向上に向けて**

第55号

平成30(2018)年
1月1日発行



管理棟

のぞみの園の管理棟は、役員室と監査室・総務部（総務課、会計課、管理室）が配置されている建物です。

主な業務は、監査業務、法人運営の企画・立案、事務の総合調整、人事・福利厚生、予算・決算などの経理業務、資産管理、洗濯・清掃などの委託業務の契約・指導に関する事務など、広範囲に亘っています。



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

CONTENTS

【理事長ごあいさつ】 02

新年のごあいさつ

【特 集】 06

障害者支援施設における強度行動障害者支援の質の向上に向けて

- のぞみの園における強度行動障害者の受け入れについて
～あきらめない気持ちが支援の原動力です～
- 著しい強度行動障害を示す有期限入所利用者の移行に向けた取り組み
～移行に至るまでの実践事例報告～
- 養護者からの虐待による一時保護で受け入れた強度行動障害者への取り組み
～K・Sさんの受け入れの経過および実践事例～
- 強度行動障害支援者養成研修の成果と今後の課題
- 職場の支援力を高める取り組み
—組織を超えた共同作業をはじめました—

【養成・研修】 16

- 強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)のカリキュラムについて
～平成29年度国研修及び県研修を振り返って～

【実践レポート】 18

- のぞみの園における日中活動の変化と傾向を探る

【調査・研究】 20

- 矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査
全国地域生活定着支援センターに対するアンケート調査から

【臨床の現場から】 22

- こども臨床の日常より

【共に生きる】 24

- コラム：青いターバンの少女
- コラム：第15回のぞみふれあいフェスティバル開催
- コラム：日本発達障害学会第52回研究大会でポスター発表を行いました！
- のぞみの園 ふれあいゾーンだより
- 平成30年2月15日～16日双方向型研修会の案内

【INFORMATION】 30

- I 国立のぞみの園福祉セミナー 2017
- II 矯正施設等を退所した知的障害者への支援研修
- III 国立のぞみの園支援者養成現任研修



理事長 遠藤 浩

のぞみの園による強度行動障害に関連する事業の展開

のぞみの園の第3期中期目標期間（平成25年度～29年度）は、本年3月で終了し、4月からは第4期中期目標期間（平成30年度～34年度）に入ります。

第4期中期目標は、現在厚生労働省で作成中ですが、その骨格になると考えられる資料が平成29年8月に開催された厚生労働省「独立行政法人評価に関する有識者会議」に提出されました。

これは、第3期中期目標期間の業務実績の見込み評価を踏まえて、「業務及び組織全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容」に関する資料であり、その中で、今後の事業展開の方向性が示されています。

その概要については、前号のニュースレター3ページで紹介しましたように、これまでのぞみの園が取り組んできた各種事業をさらに発展させる方向となっています。

第4期中期目標の決定までには、1月下旬に開催される上記有識者会議のご意見を伺うなどの手続きを経る必要がありますので、次号で第4期中期目標にどのように取り組んでいくのかを述べることにし、今回は、特集を組んでいる「強度行動障害」のある人たちの支援について、のぞみの園がどのように取り組んできたのかを振り返り、今後の方向性を述べることにします。

国立コロニー入所者の問題行動

のぞみの園の前身である国立コロニーは、昭和46年4月

新年あけましておめでとうございます。 ＊ 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。 ＊

に開設され、48年3月末の入所者数は538人に達しましたが、その一部に見られる問題行動に関して、「異食24名、浮浪26名、破衣38名、自傷37名、弄便14名」などの記録が残っています。また、いわゆる「動く重症児」も少なからず受け入れました。

当時は、「強度行動障害」という概念もなく、問題行動の著しい人への支援方法に関するノウハウもなかったため、支援の困難性は容易に想像できます。当時を知る職員からは、粘り強く試行錯誤を繰り返して取り組んだ結果、年月の経過とともに、入所利用者の多くは施設生活に徐々に適応し、平穏な日々を送るようになったと聞いています。

職員が並々ならぬ苦労と試行錯誤によって習得した支援のノウハウは、残念ながら言語化も、理論化もされなかったため、若い職員は身近な先輩職員の日常的な支援の有様を見て、自らの支援技術を高めるように努めていたとのことでした。

のぞみの園の設立とそのミッション

のぞみの園は、平成15年10月に独立行政法人に生まれ変わり、重い障害のある人たちの自立のための総合的な支援を行うことを目的として、モデル的支援の実践、調査研究及び養成研修を一体的に推進する事業体に生まれ変わりました。

独立行政法人としてのミッションは、障害福祉行政の課題の解決に資する事業を展開すること、そして、これらの事業の成果を全国に発信し、全国の関係施設・事業所の支援の質の向上に寄与することといえます。

強度行動障害のある人たちへの支援の始まり

障害福祉行政の重要課題の一つであり、全国の関係施設・事業所で直面している困難な事例の典型が、著しい行動障害のある人たちの支援です。

昭和63年に国の補助金を受けてスタートした行動障害児(者)研究会が、「頻繁な自傷、他害等の行動ゆえに強度に不適応行動を示す障害」を「強度行動障害」と命名し、福祉、医療、教育の立場を総合し、本人や家族に好ましい支援の在り方を基本スタンスとして、有効な支援方法の研究に取り組みまし

た。

その成果を受けて、平成5年度から9年度まで、国の施策として「強度行動障害特別処遇事業」も実施されましたが、平成9年度においても実施施設は全国で17にとどまり、この事業がいかに困難であったかが窺われます。

専門性を身につけた職員を中心に、対象者の障害の特性に応じて粘り強く支援に取り組まざるを得ないという状況は、今日も変わりありません。

行動援護の法定化

平成18年4月から施行された障害者自立支援法において、障害福祉サービスの一つとして「行動援護」が定められました。

「行動援護」は、平成17年4月からホームヘルプサービスの一類型として知的障害のある人たちを対象に創設されました。法定化に際して「行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護」と定義され、対象者に精神障害者も加えましたが、主として強度行動障害のある人への支援をイメージして対象者の基準が設定されました。

行動援護従業者養成研修会

そもそも行動援護というサービスは、地域生活を支援する現場での実践を通じてその必要性・有効性が認識され、新しいサービス類型として作り上げられたという経緯があり、その知識や援助技術について体系的な整理がなされる前にいち早く制度化されたということが出来ます。

このため、新しいサービスの全国的な普及とサービスの質の確保を図ることが早急の課題となり、厚生労働省の要請を受けて、都道府県単位で開催する「行動援護従業者養成研修会」の講師を養成する国研修（中央セミナー）をのぞみの園が担当することとなりました。

厚生労働省の研究費補助金を受けて、有識者と関係団体代表者などから構成される「行動援護従業者養成研修テキスト編集委員会」を設け、研修プログラムと研修テキストを作成

し、平成18年7月、群馬県前橋市で第1回中央セミナーを開催しました。

中央セミナーは、平成22年度までに11の都道府県で合計13回開催し、その修了者数は1000名を超えるに至り、行動援護の従業者養成とサービスの普及という目的は、平成22年度をもって概ね達成できました。平成22年度から24年度までの間、中央セミナー修了者やサービス提供責任者を対象としたステップアップのための研修会も開催しました。

著しく支援が困難な者の新規入所受け入れ

のぞみの園では、地域移行を目指して一人一人のニーズに対応した専門性の高い支援を提供するために、生活寮の再編成を平成17年度に行いましたが、その一環として、自閉症の症状の重い人、著しい行動障害のある人の生活寮を創設しました。

また、第2期中期目標（平成20年度～24年度）において「自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことによりサービスモデルを構築すること」が掲げられました。これを受けて第2期中期計画において、「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者」を対象としてサービスモデルを構築することを定め、強度行動障害のある人、矯正施設を退所した知的障害者などの受け入れを開始しました。

支援に携わる職員の専門性を高めるために、自閉症と発達障害の専門家を平成20年度から3年間にわたり招聘し、全職員を対象に自閉症への理解と支援の在り方について毎月講義をしていただくとともに、支援の現場では、支援技術に関して指導・助言をしていただきました。また、少数精鋭の勉強会も定期的に行っていました。これらの取り組みの成果を全国に発信するために、「あきらめない支援」を平成23年4月に刊行しました。

強度行動障害支援者養成研修

以上綴々述べたような積み重ねが評価され、平成25年度から開始された強度行動障害支援者養成研修事業においても、行動援護の場合と同様の役割をのぞみの園が担うこととされました。

この研修事業は、施設・事業所では、強度行動障害のある人の受け入れにおしなべて消極的であり、受け入れた場合も不適応行動を示した際には身体拘束や行動制限などの虐待につながる行為がとられがちであることなどを勘案して、障害

福祉サービスの従業者全てを対象として、強度行動障害の障害特性を理解し、支援の基本を学習する研修会を都道府県が開催するというものです。のぞみの園は、都道府県研修を企画し、講師を務める人などを養成するための国研修を実施するというスキームになっています。

厚生労働省の研究費補助金を受けて、発達障害に関する医療、福祉、教育の各分野の専門家からなる研究検討委員会を設置してご指導、ご助言をいただきました。また、のぞみの園研究部のスタッフと行動障害のある人たちの支援に先駆的に取り組んできた実践家からなる実務的な委員会を設置して、プログラムとテキストを作成しました。ちなみに、このテキストは、実費相当額で有償頒布していますが、これまで17000部以上も購入され、隠れたベストセラーとなっています。

平成26年度からは、基礎研修と実践研修に区分されましたが、基礎研修は、障害福祉サービスに従事する支援者が、「強度行動障害」のある人の支援に関する基礎知識を身につけ、そのような行動障害は周りの人たちの対応を含む環境が大きな要因となっている事例が少なくないことなどを理解することを狙いとしています。

また、実践研修は、基礎研修で学んだ内容をより実践的に深めることを目的とし、研修対象者は、基礎研修の修了者を想定しています。

平成27年度の障害福祉サービスの報酬改定で、基礎研修の修了が重度加算の要件とされたこともあり、都道府県研修の実施が本格化しました。

のぞみの園が平成28年度の厚生労働科学研究の一環として、都道府県別の基礎研修の実施状況を調査したところ、平成28年度の基礎研修修了者数（予定者を含む）は10000人を超え、実践研修は5000人を超えています。

都道府県別の基礎研修修了者数をみると、最も多かったのは、千葉県で、1588人、以下、埼玉県720人、大阪府630人、北海道510人、栃木県400人となっているなど、実施状況にかなりの格差が見られます。

都道府県研修に関しては、講師の確保、学んだスキルを現場で活かせるようなフォローアップの方法などいろいろな課題がありますので、のぞみの園としては、研修会の企画・運営のノウハウを提供し、事務局の役割、実施後のフォローアップなどに関して助言するなど、できる限りの協力をしています。

さらに、基礎研修、実践研修を修了した人を主たる対象として、ステップアップのための研修会、具体的には各人が取り組んだ困難事例を持ち寄って事例報告し、意見交換する研修会も毎年度開催しています。

発達障害児の早期療育と二次障害の予防

のぞみの園では、発達障害児の療育事業にも重点的に取り組んでいます。

平成20年度から、既に述べたような強度行動障害のある人、また、矯正施設を退所した知的障害者を対象とするモデル的支援に取り組んできていますが、これらの対象者の障害特性をみると、知的障害は比較的軽い、自閉症スペクトラムや統合失調症などの精神疾患などを併せ持つ場合が少なく、生育歴、家族関係などの関連情報も総合すると、幼少の頃から、否定的評価、叱責などが積み重なり、自傷他害行為、器物損壊、反社会的行為、引きこもりなどの深刻な不適応状態を示す二次障害に陥ったと推測される事例にしばしば遭遇しています。強度行動障害などの困難事例の多くは、多分に二次障害への対応の困難さにあるといえます。

このような二次障害の防止のためには、早い時期からの療育が大変重要であることを痛感させられ、平成25年度から、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を1日の利用定員10名で開始しました。この二つの事業を実施する障害児通園事業所「れいんぼ〜」の施設を敷地内に新設して、児童精神科の専門医、臨床心理士、OT、ST、保育士、MSWなど専門スタッフを配置しました。

平成29年度からは、児童発達支援事業を児童発達支援センターに拡充し、1日の利用定員を20人に倍増し、放課後等デイサービス事業の利用定員も同じく20人に倍増しました。さらに、利用児童の通う保育所、幼稚園、特別支援学校、通園事業所などを対象とする保育所等訪問支援事業にも取り組んでいます。

国立障害者リハビリテーションセンターとの連携

上記のような発達障害児や強度行動障害のある人を対象とした重点的な取り組みの一環として、平成28年12月、のぞみの園と国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」と略称します。）は、発達障害に関する事業について連携するための協定を締結しました。

国立リハセンターは、発達障害に関して国の情報センター

の機能を担うとともに、その組織に属する秩父学園では重度知的障害児や強度行動障害児に対する支援を実践し、病院では発達障害に関する医療も行っています。このようにのぞみの園の事業と重なる分野もかなりあるので、それぞれの得意な分野、不得意な分野について相互に学習するとともに、一部の事業を連携しながら実施していくことにより、国として発達障害児（者）の支援事業の実施体制を充実していくこととしました。

平成29年度に入り、情報発信、調査研究、強度行動障害支援者養成研修事業などの養成研修、困難事例のモデル的支援などで連携して事業を実施し、また、事例検討会などを開催しています。

第4期中期目標期間に向けて

冒頭で紹介した第4期中期目標の骨格になると考えられる厚生労働省作成資料でも、著しい行動障害のある知的障害者などのモデル的支援の拡充を図ること、養成研修では特定分野（行動障害、矯正施設退所者、発達障害）に特化した専門的な研修を実施することなどがあげられています。

強度行動障害のある人、矯正施設を退所した知的障害者については、自治体等からの困難事例の入所要請が増加するとともに、これらの中には支援に取り組む人たちが相当疲弊している事例も少なくないことから、今後は、困難度の高い事例について入所受入れ数を徐々に増やすとともに、支援の専門性を一層高めて、引き続き全国に発信していくこととしています。

また、強度行動障害支援者養成研修事業について国立リハセンターとの連携を深めながらいっそう充実し、また、新たな研修を企画していきたいと考えています。

障害福祉行政の基本的方向である地域生活支援という視点からは、強度行動障害のある人についても、施設から地域生活に向けた支援、あるいは、地域生活を継続するための支援の普及が重要課題という位置づけは続くと考えられます。

強度行動障害のある人に対しても専門性に裏付けられた質の高い支援を実践できるように、また、発達障害児に対する早期療育の充実により二次障害の予防のために、関係機関、関係者との連携を図りながら、上記のような各種事業に全力で取り組んでまいります。

全国の関係者には、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

のぞみの園における強度行動障害者の受け入れについて ～あきらめない気持ちが支援の原動力です～

事業企画部長 原田 将寿

I. はじめに

他害や自傷、破壊行為が頻繁な知的障害者の受け入れを開始して、10年が経過しました。この取り組みは、平成20年4月、第2期中期目標期間の初年度より中期計画として取り上げ、第3期中期目標期間においても継続して実施している事業であり、中期計画は「著しい行動障害等を有する者や精神病院に社会的入院等をしている知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデルを構築する」と掲げています。

取り組みとしては、他の障害者支援施設や精神科病院において、非常に困難な事例として、激しい行動に対しては拘束という対応で解決するしか方法が見つからないなど、支援が行き詰まり、解決の糸口が見つからないというケースに対して、当法人の生活寮で受け入れ、行動の起因となっている原因を探り、環境調整や課題の改善を図ることにより、自立した生活が可能となるよう支援しています。

本稿では、この10年間に受け入れた17人の入所利用前の状況等にふれ、平成30年4月以降（第4期中期目標期間）も継続して対象者の受け入れを実施するにあたり重要と捉えていることについて述べたいと思います。

II. これまでの取り組み

受け入れ対象となる者について、第2期中期計画初年度では「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者」と明記していましたが、第3期中期計画初年度には「著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者」と対象者の範囲を拡大しました。

拡大の理由としては、行動障害の状態だけに視点を向けるのではなく、医療的なケアを必要としている状態の者や精神科病院に治療対象外でありながら長期入院を余儀なくされている者などのニーズに対しても応える必要があるとしたからです。

この10年間の行動障害等を有する者の受け入れ数は17人で年度別では表1の通りです。

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	合計
受入数	1	0	2	1	2	2	3	4	2	17

【表1 受入者数】

いずれも重度の知的障害と自閉スペクトラム症および精神疾患等を併せもち、暴力や暴言、自傷行為、破壊行為などの著しい行動障害を起因として自宅や障害者支援施設、グループホームなどでの生活が困難になった者や精神科病院の入退院を繰り返し、急性期の治療終了後も受け入れ先がなく、社会的入院を余儀なくさせられていた者となっています。

また、入所利用前の住まい等については、「自宅」が最も多く、その他表2の通りです。

入所前の住まい	自 宅	障害者支援施設	精神科病院	グループホーム	合計
人 数	9	2	5	1	17

【表2 入所利用前の住まい等】

以上のような状況から、当法人窓口（受付担当者）に最初に相談されてこられる方は市区町村のケースワーカー、相談支援センターの相談員、障害者支援施設、精神科病院からで、「本人を支えることが限界」、「退院した後の受入先の目処がたない」、「今後どのように支援したらいいかわからない」ということで支援の行き詰まりから相談されてこられています。

内容は、「噛みつきや突き飛ばしが頻繁で家族が疲弊している」、「施設入所中だが、昼夜を問わず大声を出し、ガラス戸をたたくなどの行動が著しいため、集団生活が維持出来ない」、「暴言・暴力が目立ち、家から飛び出したり、救急車を呼び出したりするなど迷惑行為が頻繁である」、「他の利用者が大けがをするなど、暴力行為が目立ち、再三にわたり警察を呼ぶ事態になっている」、「トイレの水をとにかく流し続けている」、「要求が通らない時は相手の首を絞めたり押さえ込んだりする」、「自閉症の診断はされているがどうしてここ（病院）にいるのかわからない」など、現状の暮らしが継続困難なケースや家庭やグループが暴力行為で崩れてしまったケース等となっています。

都道府県別では、岩手県、宮城県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、京都府、愛知県等となっています。

主たる行為	他害、暴力	器物破壊、破壊	不適応行動	医療ケア及び他害	合計
人 数	11	3	1	2	17

【表3 頻度の高い行為や課題】

相談者	市区町村	相談支援センター	障害者支援施設	病院	家族	合計
人 数	9	1	4	2	1	17

【表4 入所利用に係る相談申込み者】

て連携・協力を図り、取組むことをひとつの基準に据えて、実施に向けてすすめたいと思います。

現在、入所利用の要請は、全体で62件（男性47人、女性15人）となっており、表5の通り、市区町村からの要請が約半数となっていますが、ご家族の方から直接、ご連絡やご相談をいただいているケースもあります。

図1 【国立のぞみの園 受入れから移行に向けたフローチャート】

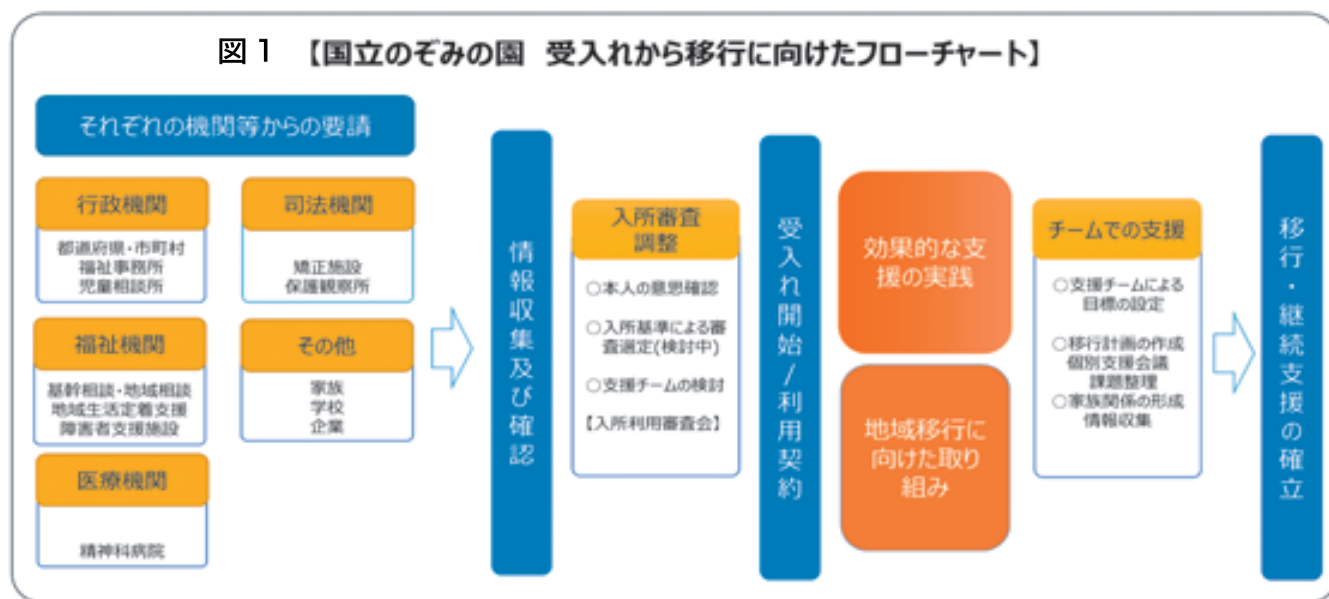


図1にあるように、入所利用にあたっては、各機関からの要請に始まり、調査、アセスメント、支援会議、入所利用審査会等を経て、利用開始となります。その後、支援の実践、以降の取り組み等、地域移行に向けて取り組みを進めます。入所開始から移行に向けての手順については、入所利用者の地域移行の取り組みと同様となります。

Ⅲ. 入所利用にあたっての基準

現在要請を受けている状況は表5の通りですが、これまで入所利用を決定する基準が明確でなかったため、第4期中期目標期間の開始に合わせて、現在作成しているところです。

他害行為や破壊行為などが頻繁にあれば、他者への影響は決して小さいものではありません。場合によれば、集団そのものが一人の行為によって破壊されることに繋がるかもしれません。

支援にあたっては、家族だけ、施設だけ、もちろんのぞみの園だけでもいい結果を得ることは出来ません。市区町村を始め、相談支援センター、施設、病院、そして家族など、多くの関係機関や支援者がチームとなって「支える気持ちをつににして」支援すること、そして継続出来る体制を整えることがとても大切で重要となります。

出身市町村、相談、事業所、のぞみの園が支援チームとし

入所要請者	市区町村	相談支援センター	障害者支援施設	病院	家族	合計
件 数	29	15	5	1	12	62

【表5 入所利用要請数】

Ⅳ. おわりに

第4期中期目標期間中には、受入れ場所を整備・拡大し、受け入れ人数を増やすことを計画しています。受入れる対象者についても行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の他、精神科病院で二次的な障害により長期入院を余儀なくされている者、行動障害と併せて医療的なケアを継続して必要としている者など、ニーズの幅を広げ、事業の一層の推進を図ることとしています。

著しい行動障害の方の支援にあたっては、決して「あきらめない」と言う前向きな気持ちと強く賢い行動力を必要とします。

支援チームが丸となってポジションごとにその役割を果たしてこそ、本人の自立に向けた暮らしが形作られていくものと思います。最後まであきらめることなく、頑張っていきたいと思います。

著しい強度行動障害を示す有期限入所利用者の移行に向けた取り組み ～移行に至るまでの実践事例報告～

生活支援部生活支援課うめ寮副寮長 高橋 理恵

I. はじめに ～支援の枠組み～

行動障害等があっても、本人らしく生活が出来ることは支援者の願いです。

平成21年より、のぞみの園では17人の有期限入所利用者として行動障害のある方を受入れてきましたが、有期限入所利用者が地域生活への移行に至るまでの支援の段階や目指す方向性の基準を系統的に以下の4つのステージ（図1）に区分しています。

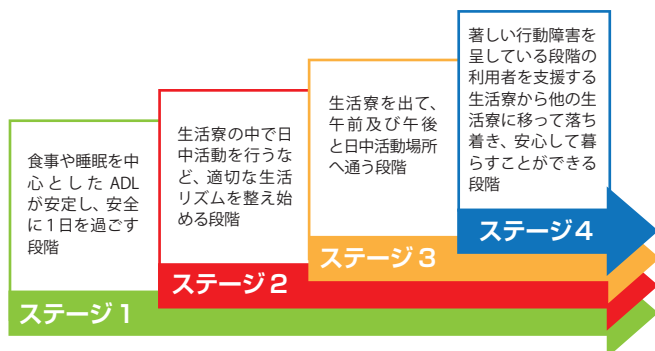


図1

行動障害の利用者を支援するには、著しい行動障害を呈している段階の支援さらには一定の支援方法の効果のアセスメントする段階の支援が必要となることから、関係者が協力をして支援形態を体制として構築する必要があり、ひいては医療・就労（児童の場合は教育）分野との連携が必要になることもあります。

支援の方向性を区分し、各段階を理解することにより、現在の利用者状況の確認が出来るとともに、支援目標が明確になり、具体的支援も組み立てやすくなります。

II. I・Eさんについて

今回紹介するI・Eさんは、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数がほぼ24点満点となる人であり、利用先の入所施設からの相談内



写真1

容は、「自閉症の支援をしているが、噛みつきがあり、マンツーマンの支援をしている。塗り絵、ブロック等好きなこともあるが（写真1）、取り組み出すと終わることが出来ず、最終的には壊して終わる。現在は、身体が大きくなり、パニックを起こすと抑えられないので服薬調整等のため入院中である。医療的処置は終了したが行動障害の状態は以前よりも悪く、施設側の受入れが困難である」というものでした。

III. 受け入れに際して（インテーク）

保護者や施設職員が事前に記入したアセスメントシートを基に、本人、精神科病院看護師との面会を通して不足した情報の聞き取りを行いました。

初めて会うI・Eさんは、閉鎖病棟に入院中で、自傷防止による2ヶ月間の拘束のために体力低下が著しく、1人では歩行困難な状態でした。

精神科病院の話では、「入院1ヵ月後、薬の調整は終了したが、予測不能の自傷・器物破損があるため調整後も拘束状態は継続。拘束解除は10時から11時の1時間。頭突きによる怪我防止のため、常時四肢拘束でオムツを着用。食事も拘束のまま介助して摂取。食欲が減退している。」という状態で、有効な支援を導き出すことは非常に難しいとはいえ、早期の退院が望ましいと思われました。

そこで、聞き取り情報を踏まえて、必要なハード面（個室、食事・作業エリア、頭部保護帽等）、ソフト面（ルールの設定、記録用紙、日中活動・課題等）を用意して受入れ準備を開始しました。

IV. 支援の取組み

支援については、当法人が発刊した『あきらめない支援』に記載されているTEACCHの構造化によるアイデアを応用した4つの基本戦略（居住空間の構造化→日中活動→自立課題→スケジュール）を軸に段階的にステップを踏



写真2

むことを基本としますが、I・Eさんに関しては、居住空間の構造化で、ベッドやタンス、自身の着ている衣類等、居室・寮内にあるもの全てを破壊するため、家具の固定、配置換え等を行いました。しかし、結果的に居室には何も無い空間（写真2）が安定して過ごすことができ、



写真3

同様に食事場面も、音や周りの動きに衝動的に興奮し、食器やパーテーションの破損、盗食等をするため、一人の空間（写真3、写真4）で食べることが一番落ち着いていることがわかりました。



写真4

日中活動と自立課題では、アセスメントにより、好みの活動内容、集中力を確認して支援してきました（写真5）が、本人の特性として、同じ活動内容や同じ強化子では飽きてしまう



写真5

ことから定期的な変更や工夫が常に必要でした。そのため、決まった活動を提供出来ないことがより支援を難しくし、今後の課題として、既成概念にとらわれず、利用者の様々な活動を提案・提供していくことが必要かと思われます。

スケジュールにおいては、場面の切り替えが苦手で、カード提示直後に精神的に不安定になったり、気持ちが先行しているとスケジュールカードを無視し、自分の要求が通らなければドア叩き等の行為に繋がることがありました。

行動が先走らないよう日々記録をとり、1日の流れの見直しと課題作業を追加することで問題をクリアすることは出来ましたが、支援の展開が段階的には進まず、ステージ1からステージ3の方向性に相応した支援を同時に行う場面も必要とされ、その支援過程は一進一退を繰り返しました。

V. 連携した支援

利用者支援をする過程で精神科医師との連携は特に重要で、適切な薬の投与を行うことも効果的な対処方法のひとつ

となります。

激しい行動障害の状態を示す場合、「知的障害＋自閉症」の行動特性だけで説明することは難しく、頭部外傷後精神障害などの器質的要因が背景に存在する場合があります。I・Eさんも精神科医師よりこのことを指摘され、向精神薬の調整といった薬物療法により行動障害の減少が見られました。

有期限入所利用者を受入れる際の最終目標は「地域での安定した生活の継続」です。有期限で入所し、支援方法の再構築を図り、その支援方法を地域の施設等に引き継ぐためには、一法人だけでなく、複数法人の事業所が支援方法を統一し、連携しての支援が必須条件です。

当法人では、入所後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年（以降は適時）と移行先施設を含めた合同支援会議を開催し、ADLや日中活動の状況を報告してきました。本人の現在の状態像や支援の構築過程を理解していただきながら情報共有を行いました。また、退所時期を迎える前には、研修を設けて移行予定先の支援員に実際の支援を行いながら確認することで書面だけでは読み取ることが難しい支援内容を把握していただきました。

その結果、移行予定日を迎える前に受入れ予定事業所では「I・Eさんの支援マニュアル」という支援手順書を作成し、移行後の暮らしが円滑にスタートできるように組織的な体制の準備を整えることが出来ました（写真6）。このこと



写真6

から、改めて合同支援会議、また、現任研修を活用した現場職員への引き継ぎの意義を確認することが出来ました。

VI. おわりに

有期限利用という限られた時間において、強度行動障害が完全になくなるということはありませんが、4つの基本戦略を支援の軸とし、ステージ1からステージ4のように系統的な支援を行うことで行動障害は軽減していきます。

さらには、支援の方法を引き継ぎ、継続して支援していく過程においても書面レベルだけでなく、各連携機関と役割を確認する合同支援会議、移行前の現任研修の機会を活用した実際の現場における支援の引き継ぎ等ありとあらゆる手段や方策を用い、各地域と連携及び情報共有を図りながら、さらなる行動障害軽減への総合的な対応を模索していくことが何よりも肝要なことです。

養護者からの虐待による一時保護で受け入れた強度行動障害者への取り組み ～K・Sさんの受け入れの経過および実践事例～

事業企画部相談支援課長 皿山 明美

I. はじめに

障害者虐待防止法が施行され、すでに5年が過ぎました。平成27年度の障害者虐待の相談・通報件数は、養護者による虐待が4,450件、次いで障害者福祉施設従事者などによる虐待が1,593件、使用者による虐待が848件（厚生労働省調査結果）で、このうち約4割が虐待と判断されています。養護者による虐待が最も多いのが現状です。

今回は、家庭内で虐待が繰り返されていた環境で育ち、家庭との分離が必要であることから、受け入れた事例をご紹介します。

II. 事例と背景

K・Sさん（25歳・男性・区分6）

両親と3人暮らし。幼少期より家族から日常的に虐待を受けていた。両親は不仲でケンカが絶えず、また、兄の家庭内暴力が酷い環境で育つ。思春期に家庭内暴力、性的関心、万引き等の問題行動が出現。特別支援学校卒業後、就労継続B型事業所に通所したが、不穏な状態が続き、精神科病院に入院することもあった。年月を重ねるに従い、兄が独立（結婚：後に配偶者の勧めで精神科を受診しADHDの診断）して実家を出るなど、家庭環境は変化していったが、穏やかに暮らせる状況ではなかった。家族は養育の限界を訴えるようになり（父は高齢・母はうつ状態）、関係者は家族との分離が必要と考えていたが、行動障害を理由に受け入れ先が見つからず、市のケースワーカーは県外の事業所も視野に受け入れ先を探していた。「家庭のトラブルが問題行動の原因と推測している。一定期間家族と離れることで安定した生活ができるか検証したい。また、心理カウンセリングを受けたい」とケースワーカーより相談が入る。本人、保護者、相談支援専門員、ケースワーカーが来園し、見学。本人は「やだやだ（嫌だ）」「ごめんなさい、ごめんなさい」「おうちに帰ります」と発言していたため、本人の意向を確認する必要があると考え、体験利用として短期入所にて7日間利用。再度短期入所を経て支援開始となる。

養護者虐待により生命または身体に重大な危険が生じていると認められる障害者を一時的に保護するため、やむを得ない理由による入所などの措置を講じることが認められています。Sさんの場合、家族との分離が必要と判断しても行動障害があったため、受け入れ先が見つからず、ケースワーカーは苦慮していた様子でした。相談を受け、虐待で受けた精神

的ダメージの回復を最優先の課題として支援する必要があると感じました。

III. 虐待による影響と医療との連携

虐待を受けたことによる問題として、「他人への基本的信頼感・安心感が欠如すること」、「乳幼児期の心理的発達課題を数多く引きずっていること」、「克服できない心的外傷体験をもっていること」などが挙げられます。Sさんはフラッシュバックによる不穏状態が頻繁に見られ、医療と連携しながら支援することが不可欠でした。事前にかかりつけ医に医療情報提供を依頼し、受け入れに向けて準備を進めました。利用開始日に診察予約を入れ、家族と一緒に今後の生活と診療について確認しました。

IV. 支援経過

○支援のスタートラインに立つまで

強度行動障害者の場合、①居住環境の構造化、②日中活動の構築、③余暇支援（自立課題の設定）、④スケジュール（見通しを持ち安定した生活を送るため）を軸に支援を組み立てます。Sさんは、幼少期より日常的に家族からの虐待を受けていたため、常時警戒し続けている緊張状態のように見えました。まずは、「Sさんがのぞみの園が安全で安心できる場所であることを理解する」ことを目標とし、日中活動は比較的ゆったりと過ごす自立支援寮（しらかば寮）で支援することになりました。

利用開始当初は特に問題なく生活していたSさんでしたが、慣れた頃（1ヶ月程度で）問題行動（パニック・暴言など）が出るようになりました。診療所を受診し、不穏時の対応として頓服薬が処方されました。また、併行して臨床心理士による社会生活能力検査、行動観察、両親面談を行いました。

○支援会議を重ねて

通所先ではほとんど作業に参加せず、「何もできていない状態」であったため、日中活動については、どのように支援したらよいのか暗中模索の状態でした。寮で日中活動を支援するのが良いのか、それともSさんにとってより良い場があるのか（強度行動障害グループの日中活動先、就労継続支援B型事業など）、支援会議を重ねても結論には至りませんでした。「本人の能力が高い」ことが支援者の迷いの原因になっ

ていたのです。「これだけ能力があれば、もっとできるのではないか?」「何かほかにできることがあるはず」と支援者のSさんへの要求水準が高くなっていきました。一方で、失敗経験を重ねさせたくないため、日中活動の環境を変えることに慎重になっていました。最終的に主治医に意見を求めることになりました。

○本人の状態に合わせた支援

「いくら元々持っている力があっても、今その力を実行に移せる状態なのかどうかが問題である。それは、病気の人に全速力で走りなさいと言っているのと同じだ。『当たり前』に毎日が送れること、それを継続すること』が大切である。つまり、安心が保証された『今』を積み重ねること、それに尽きる」

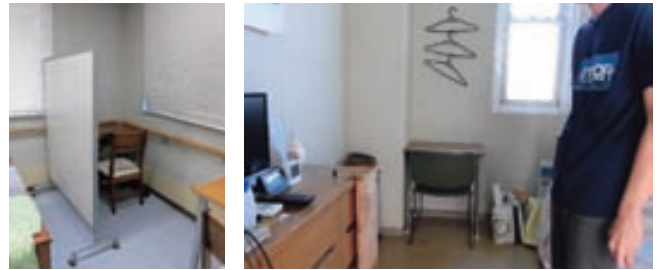
主治医の助言は、まさに初心に立ち返る言葉でした。支援者はSさんと向き合い、「安心が保証された今」を積み重ね、ゆっくり時間をかけて「日中活動の充実」「見通しの持てる生活」に向けた支援へと繋いでいきました。

利用開始当初は散歩や音楽鑑賞、ゲストハウス（喫茶・買い物）利用を中心に活動していました。Sさんの状態に合わせて支援を行い、少しずつ寮内での軽作業や課題作業の提供を行ってきました。

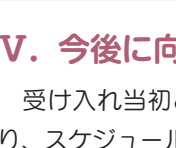
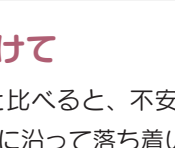
導入開始時は比較的簡単な課題作業を寮内において提供しました。

	鉛筆にキャップをはめる 全て重ねられたら終了
	玩具のお金を同じ絵柄のところに合わせる ケースの中が全て合わせられたら終了
	計算ドリル（たしざん） 全ての問題に解答し正解したら終了 支援員が答えを確認する

そして、Sさんの状態を確認しながら生活環境の調整を行いました。



現在は日中活動先を寮外（ほほえみ）に設定しています。

		・課題は3つ 木片入れ 色合わせ ビーズ通し
		
		
		

V. 今後に向けて

受け入れ当初と比べると、不安定になることが少なくなり、スケジュールに沿って落ち着いて生活することができています。一方で、突然のフラッシュバックにより情緒不安定になり、問題行動に至ることがあります。これは、怒り、憎しみ、悲嘆、絶望、抑うつなどの感情が強烈に全面に顕れたり引っ込んだりすることが「らせん状に回復していく」過程であるとも考えられます。

虐待という複雑で深刻なトラウマを負ったSさんの回復は、簡単にはいかないのが現実です。自分を守り、愛してくれるはずの家庭が、常に不安と恐怖を抱きながら生活せざるを得ない場所であったことを私たちが真に理解し、共感するのは難しいものです。それがSさんの“普通”であり、日常だったのです。“安心・安全な毎日が保証された生活”が日常となるには、まだまだ時間が必要です。また、いつの日かのぞみの園を退所し、家族と離れて（自立生活）暮らす日（将来）が来ることを伝えなければならない時が来ます。生活支援として、日常のスケジュールの確認と再構築を繰り返し、その（地域での生活をスタートする）日に向けた準備をしていきます。『その日』は支援者にとっての見通しでもあります。Sさんが、どこで、誰とどのような生活を送るのか、Sさんの意思を尊重し、最良の選択ができるよう、関係機関と連携していきたいと思います。地域とSさんの力なくして自立した生活は実現できないわけですから、大いに期待したいところです。

強度行動障害支援者養成研修の成果と今後の課題

研究部研究課研究員 信原 和典

2013年度より、強度行動障害がある人たちに対して適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」（以下、基礎研修）が開始されました。翌2014年度には基礎研修の上位研修として、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を目的とした「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」（以下、実践研修）が開始されました。そして2015年4月の障害福祉サービス等の報酬改定において、①実践研修修了者を配置した体制を整えた場合7単位／日、②基礎研修修了者が実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害者に対し夜間に個別の支援を行った場合180単位／日、が加算されることとなりました。改定にあたり、2018年3月31日までの経過措置が設けられ、現在、全都道府県で強度行動障害支援者養成研修が積極的に開催されています。

本稿では、これまでに取り組まれてきた強度行動障害者への対策を振り返るとともに、強度行動障害支援者養成研修の成果と今後の課題についてまとめます。

I. 強度行動障害支援者養成研修の成り立ち

強度行動障害という名称は、1988年にスタートした行動障害児（者）研究会にて命名されました。ですがその20年前、1960年代後半から、例えば「動く重症児」や「自閉症」などの行動障害が著しい人達への支援の困難さや何らかの施策の必要性は、既に訴えられていました（図1）。

1993年に強度行動障害特別処遇事業が始まり、個室等の設備や指導員・精神科医・心理療法士などの専門指導員の配置、個別の支援プログラムの作成、3年間の集中的・有期限の支援など、当時としては画期的な事業でした。しかし5年間で17施設の実施にとどまり、1998年からは強度行動障害特別処遇加算費として一般予算化されました。

2006年の障害者自立支援法施行以降、重度障害者支援加算費（Ⅱ）として入所施設における重複加算として引き継がれ、また前年の2005年には、強度行動障害がある人に特化した在宅系のサービスとして「行動援護」が始まりました（2006年、行動援護従業者養成研修がスタート）。

2012年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の施行に合わせ、障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害者に対する適切な支援が提供できる研修プログラムの開発が求められました。その研修が強度行動障害支援者養成研修であり、このカリキュラムはそのまま、行動援護従業者養成研修の新しいカリキュラムとして採用されました。

強度行動障害支援者養成研修は、強度行動障害特別処遇事業以降の入所施設における実践的研究により標準化された強

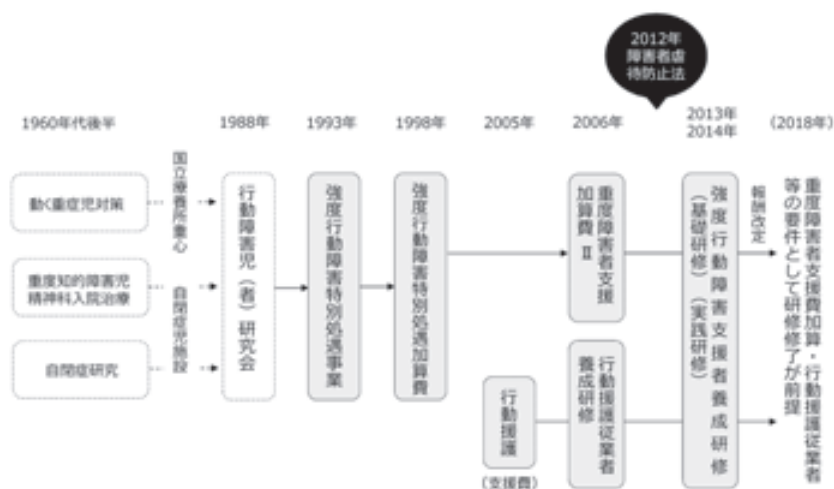


図1 これまでの強度行動障害がある人への対策

度行動障害者支援の方法を、行動援護従業者養成研修の実績に踏まえ、全国の障害福祉サービス事業所に拡大していくことを目的として、開発、開始された研修なのです。

II. 2016年度基礎研修修了者は約12,000人、実践研修修了者は約5,800人

のぞみの園では昨年度より、厚生労働行政推進調査事業費補助金を受け「強度行動障害に関する支援の評価及び改善に関する研究」を行っています。その一環として7月に、47都道府県の障害保健福祉主幹部（局）を対象とした、2016年度の強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修の実施状況についてアンケート調査を行いました。46都道府県から回答頂き、回収率は97.9%でした。

アンケート調査の結果、46都道府県の各研修修了者数は以下の通りでした。

- 基礎研修修了者数 11,940人
- 実践研修修了者数 5,816人
- 行動援護修了者数 3,050人

基礎研修、実践研修、更に同じカリキュラムの行動援護従業者養成研修修了者も加えると、年間約20,000人以上が研修を修了したことになります。

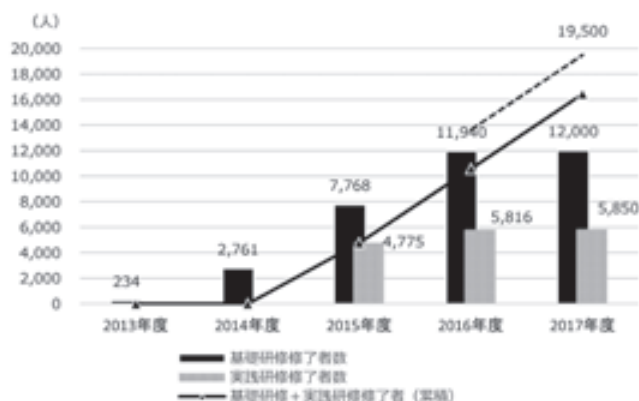


図2 強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修修了者数の推計

図2は、2017年度までの、基礎研修、実践研修、行動援護の、各研修修了者数の推計です。2015年度報酬改定の経過措置期間中（2018年3月31日）に、基礎研修は34,700人以上、実践研修は16,400人以上、基礎研修と実践研修の両研修修了者（行動援護研修含む）は、19,500人以上になると推計されます

強度行動障害支援者養成研修の大きな成果として、年間20,000人以上の障害福祉サービス従事者が、標準化された強度行動障害者支援の方法（支援の基礎）を学んでいることがあげられます。

Ⅲ. 強度行動障害支援者養成研修の今後の課題

毎年多くの修了者を出し、急速に強度行動障害者支援の基礎を理解した障害福祉サービス従事者が増えていっていますが、当然課題もあります。ここでは2点、今後の対応・改善が求められる課題について紹介します。

【課題1】経過措置期間中に必要な養成者数の確保が困難

障害福祉サービス等報酬の2018年度改定に向けた検討を行う「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」では、次のような資料が提出されています。

- 夜間支援を行う可能性のある職員の受講率は全国で29.3%と3割に満たない。また各事業所で当該研修を受講させたい職員の受講率は、全国で5割に満たない（第5回 ヒアリング資料）
- また行動援護についても、経過措置期間中の研修修了予定がない者が約3割いる（第11回 資料4）

■必要な養成者が修了できていない状況があることから経過措置の1年間延長を求める（第11回 資料7）

サービス提供事業所が必要とする養成者数をどのように充足していくのか、対応すべき直近の課題の一つです。

【課題2】強度行動障害者支援の底上げ

のぞみの園では、2013年度から各都道府県の強度行動障害支援者養成研修の企画・開催・運営を担う人を養成する「強度行動障害支援者養成研修（指導者研修）」を開催しています。今年度の同研修受講者に「強度行動障害支援者養成研修の課題」について聞いたところ、「修了者が、実際に強度行動障害者支援に結びつけることが難しい」、「支援の底上げにつなげることが難しい」などの回答が聞かれました。

強度行動障害者支援には、専門的な知識やスキルの修得が必要です。更に統一した支援が提供でき、根拠に基づいた支援計画の立案、実践と記録、評価、再計画、といった支援のサイクルを実直に行う支援チームが不可欠です。しかし残念ながら、基礎研修12時間、実践研修12時間のみの研修で、支援の底上げは難しいと言わざるをえません。

強度行動障害支援者養成研修は、強度行動障害者支援の最も基礎部分に当たります（図3）。本当の意味での強度行動障害者支援の底上げには、まだまだ解決すべき課題がいくつもあります。ただ、その底上げを実現するためにも、今後も継続的に、一定の研修規模で研修が開催され、修了者を生み出していくことが必要といえます。

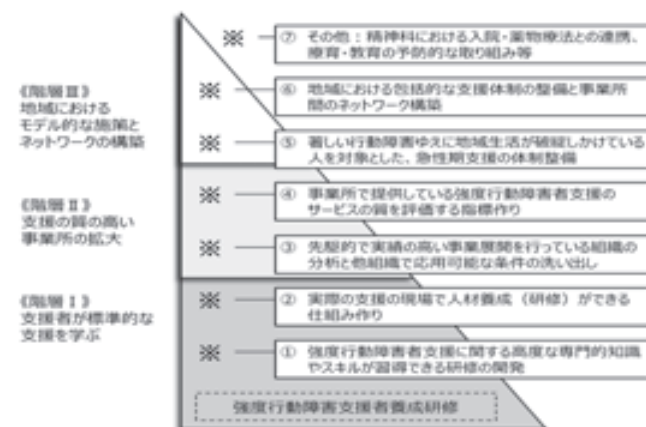


図3 強度行動障害者支援の7つの大きな課題（階層別）

2013年度からスタートした強度行動障害支援者養成研修は、全国の障害福祉施設や事業所等の関係者が、強度行動障害のある人に対し、協力しながら「共通の言語」で支援を行えることを目指してきました。スタートから5年。強度行動障害者支援の「共通の言語」を持った支援者が、きっと身近に増えているのではないのでしょうか。

強度行動障害者支援の実践には、様々なハードルが待ち構えているかもしれません。それでも少しずつ、ちょっとしたの勇氣を持って、実践していくことが求められています。

職場の支援力を高める取り組み —組織を超えた共同作業をはじめました—

研究部長 志賀 利一

I. 強度行動障害者支援の大きなハードルのひとつ

強度行動障害者支援者養成研修は、重度・最重度の知的障害があり、自閉症の障害特性が際立っている人たちの行動上の課題に対処するため、障害福祉サービスを提供する側が知っておくべき支援のスタンダードの基礎を学ぶ場です。現在、この研修は全国で開催され、毎年1万人以上の修了者が誕生しています。しかし、この支援のスタンダードの基礎を学ぶ研修だけで、目に見える形で強度行動障害者支援の現場が改善されていくと考えるのは、少し楽観的過ぎるようです。

乗り越えるべき課題はいくつもあります。詳細は、研究紀要10号に「障害福祉サービスとしての強度行動障害者支援の到達点と課題」(<http://www.nozomi.go.jp/investigation/pdf/report/02/ky10.pdf>)としてまとめました。長いレポートですが、ぜひお読みください。

『事業所の支援の質』を高めることが容易ではない理由はいくつもあります。そして、最も乗り越えることが難しい、大きなハードルのひとつが、『チームで足並み揃えて支援を行う』ことです。それも、個別支援計画など、職員間で利用者の大まかな支援の方向性を共有するだけでなく、日々の些細な支援内容について、統一した標準手続きを実施し続けることが求められます。

例えば、固執性が非常に強く、求められる行動が少し変わる、あるいはその行動の順番が入れ替わるだけで、大きなかんしゃくを見せる人がいます。昼食前の一連の行動の手順をチームでしっかり決めても、その重要性を一人の支援員が理解していないために、行動上の課題はまったく解決できないことがあります。極端な場合、タオルの準備を何度か忘れてしまうといった、うっかりの連続も許されないのです。

II. チーム全体が力をつけるには

強度行動障害者の支援に実績ある事業所は、どのようにして、チームで足並みを揃える支援を実現したのでしょうか。聞き取りをしたところ、ほとんどの事業所では表1にあげた4つのリストの全てを行っていました。表1の取り組みは、一見当たり前のことのように思えますが、先ほど紹介した

日々の些細な支援内容までを対象とすると、決して容易な取り組みではありません。そして、取り組みが成果をあげるまでには、年単位の時間が必要です。近道は存在しないようです。

表1 足並みを揃える支援に辿り着く取り組み

- ①強力なリーダーシップ
- ②モデル事例の支援・検討からスタート
- ③チーム全体で学ぶ
- ④実績ある外部の人材・組織の承認を得る

特に、多くの実績ある事業所では、「④実績ある外部の人材・組織の承認を得る」ことが重要であると述べています。いわゆる、定期的に組織外の専門家を招き、①～③の学びを共同で行うことが有効だったようです。いわゆる『コンサルテーションの活用』に相当します。

改革の取り組みは、事業所が、自ら責任を持ち実施するものです。しかし、その方向性が、根拠のない独善的なものであってはいけません。「オリジナルの支援方法を構築する」を掛け声に突っ走るのは、いつの時代でも非常に危険です。チームで学び、職場が少しずつ変化していく状況について、経験や知識豊富な組織外の専門家から評価・承認を得ることは、事業所にとっても大きな励みになります。

III. 2つ目のハードル

実績ある外部の人材・組織の実態はどうでしょうか？

私たちの国では、チームで足並みを揃える支援ができるよう、継続的に事業所をサポートする経験豊富な専門家がそれなりの人数いますし、実際に活躍しています。また、組織として、コンサルテーション事業をはじめたところもあります。

しかし、残念ながらとても十分な数とは言えません。また、このような専門家・組織に業務に見合った報酬を支払うことに、様々な理由から躊躇する事業所は決して少なくありません。単発の研修会の講師依頼とは明らかに違います。外部の人材・組織の確保が、チームで足並みを揃える支援に向けて

の2つ目のハードルになる場合が多いようです。

実は、このハードルを強調する組織は、「表1の①～③がうまく機能しない」、「外部の人材に職員の人材養成の一部を委ねることへの抵抗がある」等、事業所内部に思い切った決断ができない問題を抱えていることが多いのも事実です。

理由はどうあれ、高いハードルが存在することは間違いありません。

IV. 組織を超えて、同じ方向を向き、 『一緒に学ぶ』

『実績ある外部の人材・組織の承認を得る』と同程度の効果が期待できるかどうか分かりませんが、のぞみの園では最近新しい取り組みをはじめました。

背景として、のぞみの園における強度行動障害支援のあり方について、今後も継続的に改善すべき点は多くあり、外部の人材・組織からの評価・承認を必要としていることが、ひとつの理由です。また、のぞみの園では、援助・助言の延長として、講師派遣の依頼を受け付けています。講師派遣のテーマとして、強度行動障害者支援が比較的多くあり、全国の障害福祉関係者にとって一定のニーズがあることがうかがわれます。そして、実際に、依頼を受けた事業所に出かけてみると、構造化を中心とした支援のスタンダードを、かなりのレベルで実施している事業所が存在するのです。のぞみの園からの情報提供だけでなく、このような事業所から得られる情報も、のぞみの園の実践には非常に大切であり、また全国の関係する事業所にも有益だと思われます。

表2 『一緒に学ぶ』 取り組みの概要

- のぞみの園と構造化を中心とした支援に継続的に取り組んでいる組織・事業所との間で
- 支援の実質的な責任者が、お互いに別の組織・事業所に出向き
- 出向いた事業所の職員が複数参加する事例検討会に参加し
- 具体的な支援内容についてのアドバイスを行う、あるいは意見交換する
- このような事例検討会を継続的に続ける

新しい取り組みの概要は表2の通りです。まとめて表現すると、組織を超えて、同じ方向を向き、『一緒に学ぶ』取り組みです。取り組みはじめて、まだ数ヶ月しか経過していま

せんが、多くの気づきがありました。

構造化を中心とした支援を行っている事業所同士であっても、事業所の歴史と規模、建物・設備・備品、利用している利用者像が異なっています。そして、何年も、事業所で試行錯誤しながら学んできたノウハウや、事業所で大切にしている考え方は微妙に異なります。つまり、事業所独自の支援の文化が存在します。事例検討を通して、このような事業所独自の文化に触れることは、新しい発見をもたらしますし、誤った支援方法の修正につながるがあります。部屋のレイアウト、棚やパーティションの素材、スケジュールの提示方法、自立課題のアイディアはもちろんのこと、事業所内の整理整頓や清掃の方法、建物設備の構造、職員の勤務体制など、新鮮な発見はたくさんあります。

さらに、日々の業務の延長で事例をまとめ、職員間で情報交換することと、招き入れた異なる組織・事業所の人に向けて、事例報告を行うこととは全く違います。事業所内での事例検討は、普段の支援の様子を知っている職員間の意見交換です。ところが、対象となる事例の状態像や日々の支援の様子を全く知らない、外部の人に具体的な支援内容を簡潔に報告すること、意味ある事例検討を行うための会議の準備を行うことは、容易なことではありません。そして、このような事例検討を通して、よりの確なアセスメントができ、日常的な支援方法とアセスメント結果との結びつきが理解できるようになります。

現在、のぞみの園では、同じ地域で10年以上自閉症支援に特化した事業を運営している「社会福祉法人ぐんぐん」と相互に事例検討会への職員派遣を行いはじめました。また、のぞみの園と同じように、地域生活の継続が困難になった強度行動障害者の生活を有期限で立て直す事業を先駆的に行っている大阪府立砂川厚生福祉センターいぶきに、職員が出向き、一緒に学びをはじめたところです。

この『一緒に学ぶ』取り組みは、数回の試みでもかなりの学びがあると実感できます。しかし、①複数年繰り返す（短期の成果を求めない）、②なるべく多くの人が他の組織の現場を見て学ぶ、③事例報告を繰り返す（わかりやすい報告ができるように頑張る）ことで、コンサルテーション方式で『実績ある外部の人材・組織の承認を得る』ことに負けない成果が得られる可能性があるかと期待しています。

実は、現在の強度行動障害支援者養成研修の基本的な支援の枠組みは、20年近く前、当時の厚生科学研究の飯田班で継続的に行われた、組織を超えて議論された事例検討会のまとめを土台にしています。組織を超えて、同じ方向を向き、一緒に学ぶ取り組みは、いつの時代でも重要な試みです。

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)の カリキュラムについて

～平成29年度国研修及び県研修に振り返って～

事業企画部研修・養成課研修係長 新井 美栄

I. はじめに

当法人は、厚生労働省の要請により、行動援護従業者養成研修を主催した際と同様に研究費補助金(厚労省)を受けて、都道府県研修のプログラムとテキストの作成等と併せて、都道府県研修における指導者養成のために「強度行動障害支援者養成研修(国研修)」を主催してきました。

強度行動障害指導者養成研修いわゆる国研修は、厚生労働省通知により都道府県地域生活支援事業の「サービス・相談支援者、指導者育成事業」における「強度行動障害指導者養成研修(基礎研修)」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」として位置づけています。

受講対象者としては、基礎研修では「障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後予定している者」とし、実践研修では「基礎研修修了者で、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後予定している者」としています。

本研修のねらいは、強度行動障害者の支援に関わる従事者の支援の質の向上とその普及にあり、国研修修了者は都道府県研修の講師などとなり、各地で強度行動障害者への適切な支援が可能となるよう支援者を養成することです。ちなみに平成29年度群馬県強度行動障害者研修では、基礎研修に287人、実践研修に147人の方が受講・修了しています。

本稿では、改めて強度行動障害者支援者養成研修(基礎・実践)の研修カリキュラムについてご紹介し、研修の目的について考えてみたいと思います。

〔基礎研修について〕

基礎研修では、強度行動障害者の理解と強度行動障害に関する制度、支援技術などの基礎的な知識を習得することとしています。講義6時間、演習6時間、計12時間、カリキュラムは表1の通りです。

なお講義時間などについては、詰めた内容としているた

め、受講者から「休憩が短い」、「質問ができない」などの意見もありましたが、強度行動障害の特性や特徴を理解し、どのような支援が必要か氷山モデルを活用して理解を深め、構造化の基礎を学ぶことなどを目的として、全体を構成しています。

表1 基礎研修カリキュラム

研修名	時間数	内容
1 講義	6.0	
1 強度行動障害がある者の基本的理解	(2.5)	① 強度行動障害とは ② 強度行動障害と支援
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	(3.5)	③ 強度行動障害と制度 ④ 構造化 ⑤ 支援の基本的な枠組みと記録 ⑥ 虐待防止と身体拘束 ⑦ 実務報告
2 演習	6.0	内容
基本的な情報収集と記録等の共有	(1.0)	① 情報収集とチームプレイ
	(2.5)	② 国特有のコミュニケーション
	(2.5)	③ 行動障害の背景にあるもの
合計時間	12.0	



講演風景

演習では、記録の取り方やまとめ方、チームとしての情報共有の方法、アセスメントの重要性等について学び、特に障害特性であるコミュニケーション方法についての理解、感覚や知覚の特異性などについて、行動障害の原因、起因となる背景等についてグループ討議をします。

〔実践研修について〕

実践研修では、強度行動障害のある者へのチーム支援と生活の組み立てを講義し、演習では、障害特性の理解とアセスメント、環境調整、記録、危機対応についてのワーキングとなっています。講義4時間、演習8時間、計12時間、カリキュラムは表2の通りです。

ここでは、実践事例や家族からの提言を中心に、現場での課題を考え、根拠に基づいた支援計画の作成、統一した支援、記録の徹底、さらに支援の見直し・再構造化を行うために、チームで取り組むことを中心に学びます。

表2 実践研修カリキュラム

科目名	時間数	内容
Ⅰ 講義		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	(2.0)	① 強度行動障害支援の原則 チームによる支援の重要性 支援の6つの原則 地域で強度行動障害の人を支える
2 強度行動障害と生活の組み立て	(2.0)	① 行動障害のある人の生活と支援の実態 行動障害のある人の家族の思い 日中活動場面における支援 夕方から朝にかけての支援 外出場面における支援
Ⅱ 演習		
1 障害特性の理解とアセスメント	(2.5)	① 障害特性とアセスメント 障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する
2 環境調整による強度行動障害の支援	(3.5)	① 構造化の考え方と方法 強みや好みを活かす視点 構造化の考え方 構造化の方法
3 記録に基づく支援の評価	(1.0)	① 記録の収集と分析 行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	(1.0)	① 危機対応と虐待防止 危機対応の方法 虐待防止と身体拘束
合計時間	12.0	



演習風景

チームで支援し、地域で継続的に生活できる体制作りを進めるために、強度行動障害者の支援の普及に努めるのが、実践研修の意図とするところです。

Ⅱ. まとめ

以上が強度行動障害支援者養成研修いわゆる国研修における基礎研修と実践研修のカリキュラムについての内容です。

今回、ご紹介した基礎及び実践研修については、障害者総合福祉法における都道府県地域生活支援事業ですので、国研修については、何年度まで継続して実施するかは未定となっています。

また、今年度の国研修でもすべての都道府県から参加されたのでは無く、参加されないところもありましたが、すでにこれまで国研修を受講・修了され、都道府県研修においても十分に開催することが出来る人材の確保、講師の養成がなされたと言えるのではないのでしょうか。

研修カリキュラムの講義・演習については、強度行動障害者の支援者として、また、支援に従事する者の養成者として必要な講義項目として取り上げ、実践事例や手法についてグループワークで演習する構成としてあるところが特徴となっていますが、全カリキュラムを修了したからと言って、すぐに強度行動障害のある方への適切な支援ができるというわけではなく、一人ひとりの特性と家庭を含むご本人の生活環境等の条件において、状態は様々です。

現場での課題を考え、根拠に基づいた支援計画の作成、統一した支援、記録の徹底、さらに支援の見直し・再構造化を行うために、チームで取り組むことの重要性やチームで支援し、地域で継続的に生活できる体制作りを進めることまでも含めて、本研修の目的とするところです。

Ⅲ. 最後に

強度行動障害支援者養成研修の目的は、障害特性に配慮した環境整備を行い、安心した新たな挑戦ができる生活をご本人と一緒に考えられる支援チームが全国各地に広げることです。

現状を見れば、まだまだ到達するには、乗り越えるべき課題がたくさんあります。本研修を、その第一歩として、そしてこの一歩が確実なものとなるよう、これからも支援の実践を積み重ね、支援者のためにさらに実効性のあるカリキュラムを作り上げたいと思います。時間はかかっても、こつこつと「あきらめることなく」研鑽を積みあげていきましょう。

のぞみの園における 日中活動の変化と傾向を探る

生活支援部生活支援員 伊藤省吾、高橋彩乃、田仲麻衣、齊藤郁未

のぞみの園では入所利用者の高齢化が進み、平成29年7月現在で平均年齢が63.3歳となっています。またこれまでに、高齢化による機能低下や疾病、自閉症などの障害特性に配慮した寮編成を行い、利用者の状態像やニーズに即した支援の提供に取り組んできました。現在、のぞみの園の日中活動は、主に「生産活動」「創作活動」「感覚的活動」「健康維持的活動」などがあります。本人の意欲や障害特性、身体機能、体力などを考慮し日中活動が提供されています。しかし、一日を寮で過ごし日中活動への参加が難しい利用者もいることから、改めて日中活動を支援する上でのあり方を考えてみました。

I. 研究の目的

本研究では、障害種別や重さ、入院の有無などが日中活動の変化（変遷）に影響を及ぼしているのではないかと推測し、筆者らが所属する寮の全利用者を対象に障害種別や児童施設入所・通所利用の有無、これまでに転寮した回数、入院・手術回数などが利用者の日中活動の変遷にどのように影響をもたらしているかを明らかにし、今後の日中活動を支援する上でのあり方を考察することを目的としました。

II. 方法と考察の視点

(1) 方法

筆者らの所属する4ヶ寮の利用者全79人を対象とし、各利用者の過去の日誌やカンファレンス資料、受診記録、入所時の調書、当時を知る支援員への聞き取りなどから情報収集を行いました。調査項目は①年齢・障害支援区分などの基本情報、②児童施設入所・通所経験の有無、③入院・手術歴、④在籍年数、⑤転寮回数、⑥日中活動の変遷です。

(2) 考察の視点

本研究では、本人が楽しめる日中活動を模索する方法として、①調査項目と日中活動変化回数との関係性があるのかどうか。②日中活動の見直し時期はいつ頃、どのような時に訪れるのかに視点を置いて考察をすることとしました。

III. 調査結果

(1) 対象者の概要

筆者らが在籍する4ヶ寮（自立支援グループ）全利用者79人の基本情報を（表1）に示しました。79人の利用者のうち、男性が42人（53.2%）、女性が37人（46.8%）となっています。年齢の分布では60歳代が52人（65.8%）と過半数以上の割合を占めています。障害支援区分は区分6が68人（86.1%）と割合のほとんどを占めています。のぞみの園入所前の状況としては、児童施設入所経験がない人と、当法人以外での通所、

入所の経験がある人とではほぼ同じ割合を占めていることがわかりました。入院・手術回数では利用者79人のうち、42人が1回から4回の入院・手術を経験していました。

表1 利用者79人の基本情報（n=79）

調査項目	調査区分	人数	%
年齢	～40代	8	7.6
	50代	10	12.7
	60代	52	65.8
	70代～	11	13.9
性別	男	42	53.2
	女	37	46.8
障害支援区分	区分4	2	2.5
	区分5	9	11.4
	区分6	68	86.1
障害種別	知的障害	24	30.4
	知的・身体障害	54	68.4
	知的・精神障害	1	1.3

(2) 有意差の見られた対比として

次に調査項目①～⑤までの調査項目に対して日中活動変化回数との対比を行いました。その結果、調査項目①、②、③、④では有意差は見られませんでした。調査項目⑤の転寮回数と日中活動変化回数の対比においては有意差が見られ、転寮回数が少ない人ほど日中活動変化回数が少なく、転寮回数が多くなるほど日中活動変化回数が増えることがわかりました。（表2）

表2 転寮回数と日中活動変化回数（n=79）

日中活動変化回数	転寮回数(人)				
	0回	1回	2回	3回	4回
1回	3	8	3	0	0
2回	3	7	5	1	0
3回	2	11	10	3	0
4回	3	3	3	2	0
5回	1	0	3	1	1
6回	1	0	2	3	0

(3) 在籍年数と日中活動変化回数との相関関係

のぞみの園での利用者の転寮は、主に身体状況の変化に合

わせてなされることから、日中活動もその都度見直されてきました。そこで在籍年数が少ない人（年齢が若いと考えられる人）は比較的身体機能が低下していないのではないかという仮説を立て、散布図による在籍年数と日中活動変化回数との相関関係の分析を行いました。（図1）

その結果、在籍年数が短い人は日中活動変化回数が少なく、在籍年数が長い人は日中活動変化回数が多い傾向にあることがわかりました。

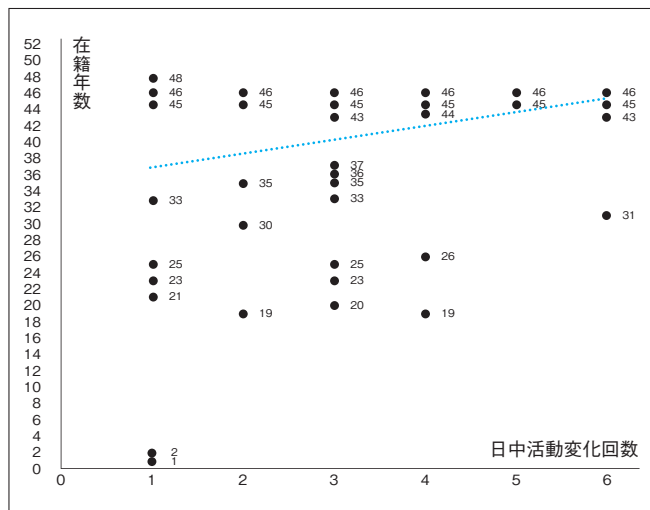


図1 在籍年数と日中活動変化回数との散布図

(4) 年代別に見た日中活動変化回数と内容の変化

表3では利用者79人がどの年代で日中活動が変化しているかを示し、表4ではどの年代から作業的活動や健康維持的活動などから余暇活動へと変化しているのかを示しています。

どちらも40歳代頃から活動が変化してきており、50歳代が一番多く、次いで60歳代が多くなっていました。

表3 日中活動の変化した年代

日中活動変化回数	日中活動が変化した年代(人)							合計
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	
1回	13	42	12	8	4	0	0	79
2回	0	8	9	14	26	8	0	65
3回	0	2	4	8	22	11	1	48
4回	0	0	1	0	13	9	0	23
5回	0	0	0	0	6	3	0	9
6回	0	0	0	0	3	3	0	6
合計	13	52	26	30	74	34	1	230

表4 余暇活動へと変化した年代

	余暇活動に変化した年代(人)							合計
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	
余暇活動	0	4	2	4	9	7	0	26

IV. 事例

Aさんは60歳代の女性で障害支援区分6、自閉的傾向がある方です。在籍年数は31年で転寮回数3回、日中活動変化回数は6回の方でした。32歳で入所し、53歳、56歳、62歳と

高齢になってきてから転寮が多く見られた方です。入所から各寮へ転寮するタイミングで日中活動に変化がおきており、在籍年数は31年とのぞみの園では比較的短いですが、転寮回数と年齢が起因して日中活動の変化に結びついていることがわかりました。

V. 考察

日中活動が頻繁に変わっている人において、どの年代でどのような活動に移っているのかを分析した結果、40～60歳代に日中活動の変化が多く見られ、特に50歳代に集中しており、作業活動や健康維持的活動から余暇活動への移行が多いことが明らかとなりました。日中活動の見直しは概ね40歳頃から訪れ全面的に作業活動から余暇活動に移るのは概ね50歳頃から意識する必要があると考えられます。

のぞみの園での作業活動から余暇活動、個別活動へと日中活動が変化することが示された、五十嵐(2012)¹、村岡(2016)²らの先行研究に、本研究の結果を加えたものが図2となります。

今後の日中活動を支援する上では、転寮に併せた見直しだけでなく、転寮回数、在籍年数、年代を意識して個別に活動内容を見直す支援が必要と推測されます。



図2 五十嵐(2012)、村岡(2016)らの研究を参考に筆者らが加筆した図

VI. のぞみの園における今後の日中活動支援について

日中活動変化回数の数をひとつの指標としながら、支援員が利用者一人ひとりを見て年齢や環境の変化など多角的にとらえた支援を考えるとともに、利用者の健康を第一に考え、年齢を重ねても身体機能が低下しても、明るく健やかに楽しめる日常になるよう支援していくことが大切ではないでしょうか。

参考文献

1. 五十嵐敬太・佐藤愛美ほか：高齢知的障害者の日中活動の充実に向けてーこれまでの活動歴を振り返るー。国立のぞみの園研究紀要, 6: 98-107 (2012)
2. 村岡美幸ほか：のぞみの園における高齢知的障害者の実態像に合わせた支援体制の整備。国立のぞみの園研究紀要, 10: 19-29 (2016)

矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査 —全国地域生活定着支援センターに対するアンケート調査から—

研究部研究課研究員 古屋 和彦

のぞみの園では、矯正施設を退所した知的障害等のある人（以下「矯正施設退所者」と略します）の支援に関する事業が平成20年度より開始され、その一環として研究部でも、矯正施設退所者の支援をめぐる実情や課題の把握と解決方策の提案などを行ってきました。今回は、本年度に行っている全国の地域生活定着支援センターを対象に行ったアンケート調査より、矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態調査について報告（中間報告）いたします。

I. 調査の概要

昨年度、のぞみの園が実施した調査¹⁾より、特別調整の対象でありながら自宅等に帰住した矯正施設退所者および、「司法関連」「医療関連」に帰住（入院）後に自宅・アパート・公営住宅に転居して生活している矯正施設退所者等、福祉関連の住居に繋がっていない退所者が、一定数存在することが明らかとなりました。そこで今年度の調査では、自宅等に帰住および帰住先から自宅等へ転居して地域生活をしている退所者が、なぜ自宅等に帰住・転居したのか、どのような社会資源を利用しているのか、またどのような日中活動をしているのか、現在の主支援者は誰なのかなど、生活の実態および福祉的支援の現状を明らかにし、今後の支援の基礎資料を作成することを目的としました。

全国の地域生活定着支援センター48カ所に対し、平成29年8月14日～9月29日を調査期間として、郵送方式によるアンケート調査を実施し、42センターより436人分の回答を得ることができました（回収率87.5%）。

II. 結果の概要

集計した矯正施設退所者436人のデータを見ると、男性が375人（86.0%）、女性が61人（14.0%）で、年代別には60歳代が92人（21.1%）と最も多く、次いで50歳代が91人（20.9%）でした。所持手帳は療育手帳が180人（41.3%）、精神保健福祉手帳127人（29.1%）、なし98人（22.5%）、身体障害者手帳66人（15.1%）でした。罪名（犯罪行為）は窃盗等が253人（58.0%）と過半数でした。

図1では、矯正施設を退所して自宅等に帰住した退所者（以下、A群という）、福祉関連の住居以外に帰住した後に自宅等へ転居した退所者（以下、B群という）、福祉関連の住居に帰住した後に自宅等へ転居した退所者（以下、C群という）とし、矯正施設退所後に、直接自宅等へ帰住した退所者および、自宅等以外の帰住先から自宅等へ転居した退所者数を示しました。

A群は170人（39.0%）、B群は司法関連の住居に帰住後

に自宅等へ転居した退所者が169人（38.3%）、医療関連に入院後に自宅等へ転居した退所者が24人（5.5%）、その他の住居へ帰住後に自宅等へ転居した退所者が9人（2.1%）で、計202人（43.3%）でした。C群は、64人（14.7%）でした。以下の図2～4では項目毎に各群の比較を示しました。

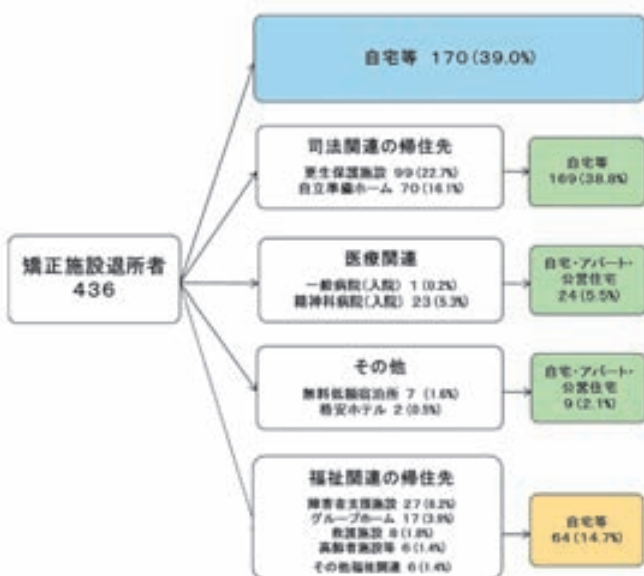


図1 矯正施設退所後に、直接自宅等へ帰住した退所者および、自宅等以外の帰住先から自宅等へ転居した退所者数

III. 自宅等へ帰住・転居した理由 (図2参照)

A群のデータを見ると、自宅等へ帰住の理由では、「センターも本人も自宅等が適切と判断した」が71人（41.8%）と最も多く、次いで「センターでは福祉関連の住居を勧めたが、本人が自宅等を選択した」が52人（30.6%）、その他が21人（12.4%）でした。B群のデータを見ると、自宅等へ帰住の理由では、「センターも本人も自宅等が適切と判断した」が112人（55.4%）と最も多く、次いで「センターでは福祉関連の住居を勧めたが、本人が自宅等を選択した」が59人（29.2%）、その他が15人（7.4%）でした。C群のデータを見ると、自宅等へ帰住の理由では、「センターでは福祉

関連の住居を勧めたが、本人が自宅等を選択した」が34人（53.1%）と最も多く、次いで「センターも本人も自宅等が適切と判断した」が18人（28.1%）、その他が5人（7.8%）でした。

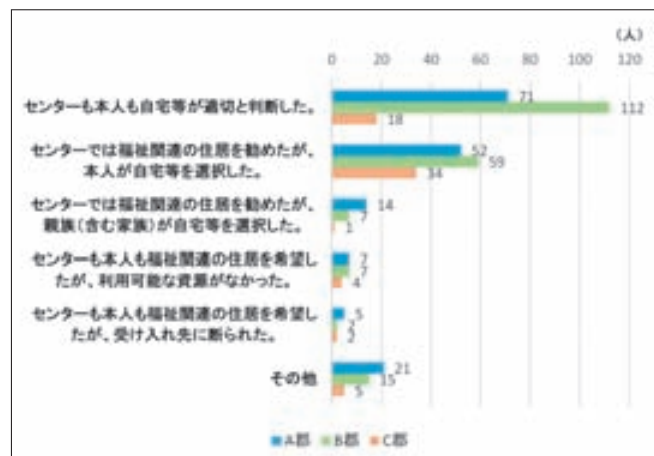


図2 自宅等へ帰住・転居の理由

Ⅳ. 自宅等に居住中の主な日中活動の場（図3参照）

A群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な日中活動は、その他が72人（42.4%）と最も多く、次いで就労系事業所が44人（25.9%）、一般就労が18人（10.6%）でした。B群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な日中活動は、その他が101人（50.0%）と最も多く、次いで就労系事業所が47人（23.3%）、一般就労が21人（10.4%）でした。C群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な日中活動は、その他が25人（39.0%）と最も多く、次いで就労系事業所が19人（29.7%）、一般就労が14人（21.9%）でした。なおこの項目では、各群において「その他」の回答が最も多く、その内訳を自由記載から見てみると、「自宅」「家事」「悠々自適」「通院」「不明」などが挙げられていました。今後さらに詳しく分析を進めて行きます。

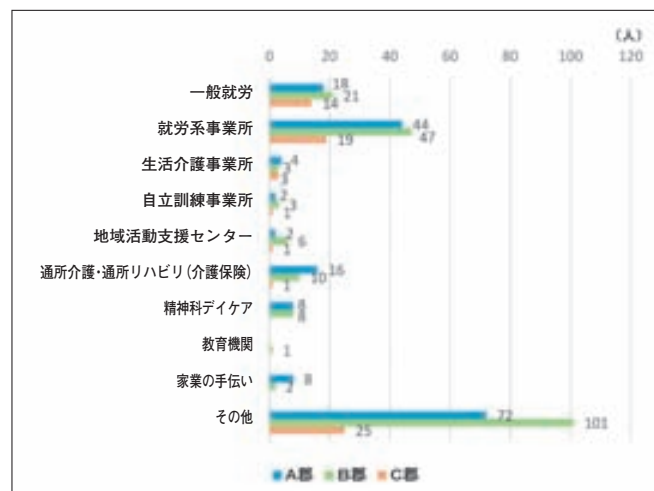


図3 自宅等に居住中の主な日中活動の場

Ⅴ. 自宅等に居住中の主な支援者（図4参照）

A群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な支援者は、その他が41人（24.1%）と最も多く、次いで地域生活定着支援センターと障害者相談支援事業所が各38人（22.4%）でした。B群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な支援者は、地域生活定着支援センターが68人（33.7%）と最も多く、次いで障害者相談支援事業所とその他が各37人（18.3%）でした。C群のデータを見ると、自宅等に居住中の主な支援者は、障害者相談支援事業所が22人（34.4%）と最も多く、次いで家族・友人・知人等が18人（28.1%）、地域生活定着支援センターが10人（15.6%）でした。

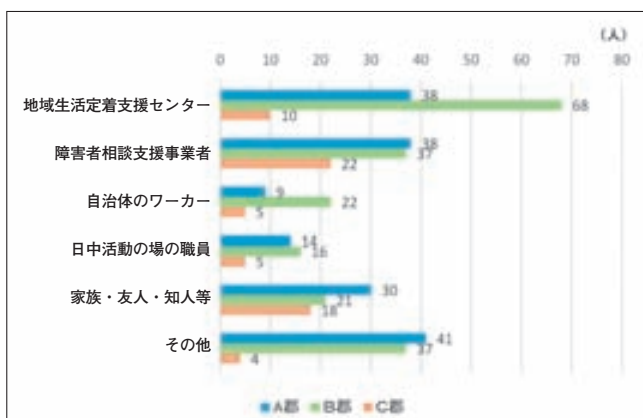


図4 自宅等に居住中の主な支援者

Ⅵ. おわりに

今回は、集計・分析の中間報告として、3つの群に分けた集計結果をまとめました。今後は、引き続き各群の、自宅等での居住期間、自宅等居住中の収入源、自宅等からの転居先等、自宅等での生活の実態および福祉的支援の現状を明らかにするための基礎データについて集計していきます。さらに、集計した各項目のデータの、自由記述の集計及び必要な項目でのクロス集計を行い、詳しい分析を行います。その上で、矯正施設を退所し自宅等で地域生活をしている知的障害者等の生活実態について考察を深めていき、矯正施設退所者の今後の支援に、少しでも役立てるようにしていきたいと思えます。なお、この結果については、後日ご報告させていただきます。

また、本年度の調査は、全国地域生活定着支援センター協議会様のご協力の下で実施させていただきました。その結果、大変多くの地域生活定着支援センターの皆様から本調査にご協力いただき、十分なデータを集めることができました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

参考文献

- 1) 古屋和彦ほか：矯正施設を退所した知的障害者等の住まいの変遷に関する研究。国立のぞみの園研究紀要，10：90-107（2016）

こども臨床の日常より

診療部長 有賀 道生

I. 空き容量

空き容量が不足していると、快適に動作しません。これは、PC やスマホに限った話ではありません。「人」ももちろんそうです。脳内のハードディスクを埋め尽くしているものは何か、援助の出発点はまさにそれを知ろうとすることから始まります。

II. してあげられること

「今日はとてもショックで…私にもっとできることはなかったのだろうか、後悔しています」

どっさりと積まれた書類を書いていると、あるスタッフより背後から突然そう言われた。担当しているケースがこじれてしまったらしい。



他者にしてあげられることは、自身が思っているほど多くはないこと、クライアントの日常生活中に起こったことが自身のせいであると結び付けたがるのはまさに「職業病的思考であること、後悔も時に必要だが、今やるべきことをやる「当然」に戻ることが必要で重要なこと。

と言いたかったが、「そう…仕方ないね」とだけ伝え、書類書きに戻った。

III 反省と服従

反省と服従、両者ともに表面上の態度は似ている。「はい、もうしません」「ごめんなさい」など。しかし、水面下では思考が真逆である。反省は「確かに、自分が間違っていた」、一方で服従は「何で自分のせいなんだよ…ふざけるな」。この相違に気がついているようで、いないのが子育てだったりする。

IV. 余計と不足

こどものメンタルヘルスクアにおいて、「余計」と「不足」のバランスを評価することが大切である。

こどもが「余計なもの」を背負わされ続けてはいないだろうか、例えば両親の不仲の理由を「僕がいけない子だからだ」と考え続けていたりすることがある。そして必要な

場から

ものが「足りない」のにそれを与えてもらえていないのだろうか、例えば学校での出来事などを親に知ってもらいたいの、忙しそうにしている話せない、話したりないなど。このような状況が続くと、やがて精神健康を損ねていくことになる。したがって、「余計」なものを荷降ろしてよいという援助と、「不足」を補う援助を並行して実践していくことになる。

こどもたちが心病める時に不足しがちなものは「睡眠」「ユーモア」そして「自信」である。脳をゆっくりと休ませ、笑いのある対話へと導き、そして承認していく。

「君が今までやってきたこと、それでいいんだよ」「そのままの君で、いてほしい」「自分自身を変えようと思わずに、気づいたら変わっていた、っていうのが理想的だね」「川の流れるように、時も常に流れていることに意識を向けてみて」「逆らうよりも、身を委ねるように時の流れを感じてみよう」「そうすれば、必ずいつかどこかに漂着する。それまでは溺れぬよう脱力していることが大事」といったように。

あるがままに、等身大で過ごすことである。

V. リストカットの意味

リストカットを反復していた若者たちの話。

「手首を切ると痕が残るでしょう？見えるでしょう？自分は傷ついているってことを、自分なりに納得させたかったんです。手首を切ることで…。だって、心の傷は見えな

いから」

「切った痕の数だけ、私は心の痛みを乗り越えてきたんだって、思うんです」

「でも、時に、何やってるんだろ、こんなはずじゃなかったのに、って惨めな気持ちになるのも確か」

VI. 勝ちへの執着

診察では、勝負へのこだわりが強いこどもたちが割という。1位になれなかったりすると、大騒ぎし収拾がつかなくなってしまうという相談も時々ある。

ある小学生が、徒競走で常に2着でどうしても勝てない相手がいる。悔しい、納得がいかない。どうしたらいいか？という相談があった。勝てるまで練習に励むしかないか、相手にこっそり手を抜いてもらうか、それとも「2番じゃだめなんですか？」と言ってみるか、私たち大人の回答はこんなところが落としどころになっている。

ある日、ある中学生に上記の相談について、何か良い助言はないかと尋ねたら、以下のように回答した。「スタートラインを2歩ほど下げてみる。そうすれば、負けても“ハンディ”があったためだと折り合いがつけられ、納得しやすいんじゃないか」

勝つことを前提にしたおとなの助言と、負けることを前提にした中学生の助言。おとなこそ、学ぶべきことが多い。



共に生きる

Column

青いターバンの少女

地域支援部就労・活動支援課長補佐 小野里 友子

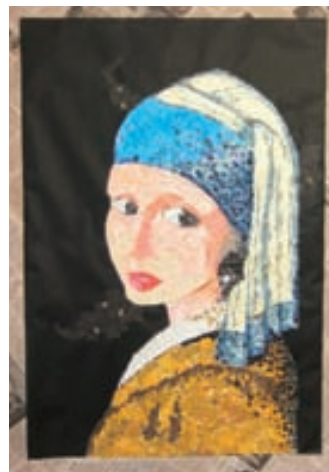
毎年、群馬県知的障害者福祉協会主催による「あすなろ祭」が開催されています。このあすなろ祭は、群馬県内の知的に障害を持つ方々が、施設・事業所での活動における作品の展示、演劇・楽器演奏・合唱等の発表をする場となる催しです。そのあすなろ祭展示部門に当法人利用者が出展した作品「青いターバンの少女」が金賞をとることができました。その作品が完成するまでをご紹介します。その作品が完成するまでをご紹介します。

製作のきっかけはちぎったゴミ箱行きの紙切れでした。作成者は67歳女性のMさんです。当法人が運営するグループホームで生活をし、日中活動の場所として、生活介護事業所を利用しています。Mさんは、日頃から、チラシや広告をちぎることが好きで、日中活動の中でちぎってはゴミ箱に捨てている場面をよくみかけていました。また、手先が器用な人でしたので「ちぎった紙で貼り絵をして、みんなに見てもらいませんか？」の問いに笑顔で「いいね～」と答えが返ってきました。そんなおり、市内のイベント会場である高崎シティギャラリーで「フェルメール展」が開催されているチラシを見つけフェルメールの代表的作品である青いターバンの少女の製作に取り組むことになりました。



まず、ちぎる紙の準備から始め、他の利用者も一緒に取り組み、日中活動の時間に絵の具で画用紙に色を塗りました。赤や白、黄、青などの色が混じって様々な色紙ができました。そして画用紙に○

をたくさん書く人、文字のような線を引く人と彩色と模様付けからいろんな色画用紙ができました。その紙をMさんがちぎりまし



た。毎日紙をちぎって袋に貯めて準備をしました。その様子を見ていた他の利用者も「私もちぎるのを手伝

おうか?」「俺もするよ」と言って一緒に紙をちぎってくれていました。その間に、職員は下絵描きをし、貼り絵作りが始まりました。Mさんには、大まかな色の指定をし、貼ってもらいました。顔の部分は、最初オレンジ色、次にピンク色、影になるところは茶色の濃淡、膨らみを出すためにクリーム色も貼りました。徐々に作品らしくなってきた頃には製作に関わった人たちが充実感を共有できるようになっていました。

約半年をかけ完成した作品は、職員手作りの額に納まりました。額の材料は、段ボールと英字新聞、すべてが手作りの作品になりました。この作品が完成したことは、一人の利用者の行動と好きなこと、得意なことを生かした活動を提案し、新たな事へ挑戦したこと、それらに周りの人が引き込まれていき、大作に繋がったと思います。単調になりがちな日中活動ですが、これからも、私たち支援員は細やかな視点で、利用者の秘めた力や才能を引き出せるような活動を提供していきたいと考えます。

今回の写真の使用については、ご家族の了承を得たことを申し添えます。

第15回のぞみふれあいフェスティバル開催

第15回のぞみふれあいフェスティバル実行委員長 勅使河原 美智恵

当法人では、のぞみの園の現状や利用者の様子を地域の皆様に理解していただくために、1年に一度、園内を開放して「のぞみふれあいフェスティバル」を開催しております。

フェスティバルも、のぞみの園の利用者やご家族、職員並びに地域の方々が、楽しみながら交流出来るイベントとして恒例となり、15回目を迎えることが出来ました。毎回、楽しみにしてくださっている方も多く、年々、期待度が高くなっているようです。

今年度は、フェスティバル始まって以来、初めて雨の中での開催となりましたので、心配も多くありましたが、無事、10月21日（土）に開催することが出来ました。当法人の各部から選出された35名の実行委員にとっても、忘れられないフェスティバルになったのではないかと思います。

各実行委員も、事務局、ステージ、常設、展示・福引きの4部門に分かれ、今回のスローガン「咲かせようあなたの笑顔 みんなの笑顔」のように、会場全体が笑顔であふれるようなイベントを考え、準備を進めて参りました。

本稿では、当日の様子について紹介いたします。

開催前日から、台風の影響により雨に見舞われ、開催が危ぶまれました。当日の朝も雨空を見上げては、開催か中止にすべきかと心配をしておりました。しかし、遠方よりお越しいただいた保護者の皆様や地域移行された利用者の方々、そして何より、利用者皆様が開催を楽しみにしており、中止にすることはできません。

ステージイベントを三角広場から文化センター内に変更して、開催することに決めました。開会式は、頼政太



外風景

鼓、のぞみの園利用者代表の方が開会を宣言いたしました。

ステージ部門では、「頼政太鼓」の演舞や「沢入国際サーカス学校」の大道芸、群馬のご当地ヒーロー「G-FIVEショー」、恒例の「のど自慢大会」や「フォークダンス」が行われ、大変盛り上がりました。屋外でのステージも

迫力がありますが、屋内での開催は出演者が身近に感じられ、会場全体が一つになり、一体感が生まれたようです。急きょ、会場を変更したステージも、大成功でした。

屋外では、飲食や販売店が40テントほど並び、あいにくの雨にも関わらず、大勢の人で賑わっていました。地元の飲食店や障害福祉サービス事業所の出店も多くなり、フェスティバルはもちろんのこと、のぞみの園が地域に親しまれていることがわかりました。また、今年はこのぞみの園で生産している椎茸の納品先である有名焼き肉店「叙々苑」の出店がありました。県内にはお店がないこともあり、多くの人が並び、目の前で調理された焼き肉を味わっていました。



模擬店

その他にも、好評の施設内見学ツアーや福引き、スタンブラリー、絵画作品の展示や吹奏楽やギター演奏など様々なイベントが行われました。どれも、充分に楽しんでいただけた内容だったのではないかと思います。

今年のフェスティバルは、雨の中での開催となりましたが、1700人ほどの来場者がありました。ご来場された方々には、ご不便をおかけしたことも多かったと思いますが、利用者や保護者、職員、そして地域の方々が一つになって楽しい時間を過ごせたことは、大変有意義で素晴らしいことだと思っています。

来年度もそしてこれからもフェスティバルを開催し、地域に開かれ、親しまれる「のぞみの園」でありたいと考えております。



開会式

鼓のオープニングから始まり、遠藤理事長による主催者挨拶や高崎市議会議員、地元地域の区長会長からのご挨拶をいただ

Column

日本発達障害学会第52回研究大会で ポスター発表を行いました！

研究部研究課研究員 古屋 和彦

今回の大会は、「切れ目のない発達障害児者支援を目指して ～就学前から成人の医療・教育・福祉・就労の連携、そして高齢期の支援～」というテーマで企画され、遠藤理事長が大会実行委員長となり、のぞみの園が大会事務局の中心となって開催されました。

私はこの研究大会で、昨年度に行った矯正施設退所者に関する2本の調査研究のうち、全国の地域生活定着支援センターを対象にアンケート調査を行った「矯正施設を退所した知的障害者等の住まいの変遷に関する研究 ―全国地域生活定着支援センターに対する実態調査から―」の研究内容を基に、ポスター発表を行いました。

ポスター発表には6人の方が質問に訪れ、1時間の持ち時間いっぱい質疑応答および意見交換を行なうことができました。質問者は学会シンポジウムに登壇された国立精神・神経医療研究センターの神尾先生、東北福祉大学の竹之内先生をはじめ、家庭裁判所の調査官、臨床心理士、就労相談員、施設職員など、矯正施設退所者を支援する幅広い職種の方々でした。また、質問内

容は、①発達障害者の犯罪行為者の内容、②犯罪行為者の成人前の教育の内容、③矯正施設退所者を対象とした研究の現状など、多岐に亘っていました。質問者の皆様には、のぞみの園が平成20年度より矯正施設退所者の研究を行っていることと、支援のためのテキストを発行している旨を、加えてお伝えし、のぞみの園のホームページを案内しました。

今回の学会でのポスター発表者数は98名と多かったのですが、触法関連の発表は私以外にはなく、このジャンルでの研究が、のぞみの園の役割として、今後も継続的かつ積極的に研究を実施し、多くの場で発表をしていくことが望まれていると実感することができました。

最後に嬉しいことがありました。学会が終了してから約1ヶ月後、今回の発表が「日本発達障害学会第52回研究大会優秀発表賞」に選ばれたとの知らせが届きました。大変驚くと共に、調査研究にご協力、お力添えをいただいた皆様に深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。



のぞみの園 ふれあいゾーンだより

冬將軍の足音が近づく晩秋の平成29年11月22日、恒例となりましたのぞみの園ふれあいゾーンのイルミネーションが点灯しました。幻想的でメルヘンチックなイルミネーションの輝きは、木々に囲まれ静かな園内で一層際立ち、日没の早い冬の間、バスを待つ利用者の方たちや児童発達支援センター「れいんぼ〜」に通われているお子さまたち、地域の方たちをやさしい光で楽しませてくれます。



満月の下、天の川のように輝くふれあい彩り広場のイルミネーション



今にも動き出しそうな、ふれあい香りガーデンのトナカイのイルミネーション



木々が葉を落としたふれあいゾーンには、賑やかなお客様が訪れます。シジュウガラやキビタキ、ツグミなどの冬鳥たちです、ふれあいゾーンの日だまりでのんびり過ごすと愛らしい野鳥の鳴き声に心が癒やされます。

ふれあい彩り広場

昨年10月に利用者の方たちと職員でハートの形に植栽したパンジーの花壇です。落葉樹が葉を落とし厳しい寒さの中、ほっとするカラフルなパンジーの花です。



ふれあい香りガーデン



野鳥の水飲み場へやってきたツグミ



たくさん花をつけた皇帝ダリア

ふれあい御休所



冬枯れのふれあい御休所の日本庭園に咲く椿

非行・犯罪行為に至った知的障害者を 支援し続ける人のための双方向参加型研修会

実践者研修会

2018

2/15(木)～16(金)

TKP 神田ビジネスセンター

(東京都千代田区神田美土代町 3-2 神田アベビル)

非行・犯罪行為に至った知的障害者に対して、福祉分野でどのように支援・対応するのかについては多くの支援者が日々奮闘し、試行錯誤を重ねています。一方、支援の目的や方法、問題への対応などについて議論する場がまだまだ限られているため、支援者自身も悩みを抱えがちです。そこで、この領域での実践に関連する課題について参加者の方とともに考え、学ぶ機会、交流の場となることを目指し、今年度も双方向・参加型の研修を企画いたしました。日ごろより、支援に携わっている皆さんの参加をお待ちしています。

参加費 ¥1,000 / 定員になり次第受付を終了させていただきます

プログラム

2/15(木)

12:30～ 受付
13:20 主催者挨拶
13:30 基調講演 (60分)

「育ちを剥奪された人」

協中 洋 (大谷大学 文学部 教育心理学科 教授)

14:45 鼎談 (120分)

「育ちを剥奪された人」

協中 洋 (大谷大学 文学部 教育心理学科 教授)

森久 智江 (立命館大学 法学部 教授)

水藤 昌彦 (山口県立大学 社会福祉学部 教授 国立のぞみの園 参事)

16:45 1日目終了

2/16(金)

9:30 分科会開始
12:00 昼食休憩 (60分)
16:00 分科会終了

●分科会 (定員制)

- ①福祉による離脱支援・意義と課題
- ②保護観察と福祉のつながりのかたち
- ③性加害行為
- ④地域で支えるということ
- ⑤ポジティブな関係づくり

定員 140人

講師等につきましては、都合により変更となる場合がございます。あらかじめご了解下さい。
会場への飲食物の持ち込みは禁じられております。皆様のご協力をお願いいたします。

福祉による離脱支援・意義と課題

分科会

- ① 水藤 昌彦（山口県立大学/国立のぞみの園） 脇中 洋（大谷大学）
他1名（調整中）

定員40名【C502】

福祉による支援にあたって、非行・犯罪行為からの「離脱」という概念が鍵になる▼離脱を支援するためには、生活の質向上／リスクへの対応の双方を意識することが求められる▼本分科会では、事例検討の方法を用いて、生活の質とリスクを意識しながら離脱の過程を支援するためにはどうすればいいのかについて、参加者の皆さまとともに考えます。

保護観察と福祉のつながりのかたち

- ② 大村 美保（筑波大学）、西原 実（京都保護観察所）、福西 毅（大阪保護観察所）
藤井 要（東京保護観察所）、牧山 夕子（さいたま保護観察所）

定員20名【C603】

犯罪・非行行為のある障害者への支援における保護観察と福祉の連携をテーマに、「福祉サービスの利用者が刑事事件を起こしたら」「刑事手続を経た者が福祉の支援につながらない」等の参加者から事前提出された事例に基づき、ジグソー法によるグループワーク形式で、双方の視座と着眼点を共有しつつ参加者相互での議論や情報交換を行い、より良い支援のあり方を検討して深めます。

性加害行為

- ③ 山崎康一郎（大阪人間科学大学）、我藤 諭（龍谷大学矯正・保護総合センター）
越野 緑（びわこ学園）、唐木 慶二（国立のぞみの園）

定員40名【C604】

性加害行為のあった知的障害者が、再加害行為をせずに地域生活を送るには様々な福祉の支援が求められます。しかし、その支援には知識や支援方法が無いといったことから多くの困難があります。▼本分科会では性加害行為をどのように理解し、支援を考えていくのかという事について、基礎的な知識を示しつつ、事例検討を通して参加者の皆様とともに考えていきます。

地域で支えるということ

- ④ 原田 和明（大阪手をつなぐ育成会）、木下 大生（武蔵野大学）

定員20名【C701】

地域の中で触法行為のある人を支援していると、様々な課題に遭遇しませんか？それでも、私たちは目の前にいる人を自立に導かないといけませんね。そこで、意志決定支援を念頭に置き、地域における支援実践のいくつかの事例を検討することによって、触法行為のある人の地域における支援の共通した課題を見出し、そして、参加者全員で議論することで、その課題の解決の糸口を探り支援に活かしていきましょう。

ポジティブな関係づくり～よろずトラブル快結～

- ⑤ 益子 千枝（兵庫定着）、関口 清美・古屋 和彦（国立のぞみの園）

定員20名【C703】

支援対象者と日々向き合う中で、解決どころか対決し疲労していませんか？この分科会では、ご本人とのポジティブな関係づくりのコツとツールをワークショップ型でご紹介します。矯正施設退所後の支援を続けるなかで起こるよろずトラブルを快結（お互い心地よく結びあい）しましょう。

申込書はのぞみの園HPにてダウンロード願います。お問い合わせは下記までお願いいたします。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画部 担当（新井・浅田）

〒370-0865群馬県高崎市寺尾町2120-2 電話：027-320-1357 FAX：027-320-1368

研修・養成

のぞみの園では、障害福祉や保健医療に従事する皆さまに対して、全国の障害者支援施設や関係機関などで課題となっている「高齢の知的障害者等への支援」や「著しく行動障害等を有する者等への支援」、「矯正施設等を退所した知的障害者への支援」、「発達障害児・者等への支援」などをテーマに取り上げ、支援の現場で役立たせていただくために、下記の研修会やセミナーなどを開催します。

I 国立のぞみの園福祉セミナー 2017

高齢知的障害者支援セミナー

【研修の目的】

高齢知的障害者の支援は、介護保険制度との関係、健康管理、介護技術や施設等の整備など、多様な視点から総合的に検討する課題であります。高齢知的障害者支援に先駆的に取り組んでいる事業所や当法人の取組について実践報告し、必要な知識と技術を習得していただくことを考えています。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成30年2月7日(水)
- ③場 所／高崎シティギャラリー(群馬県高崎市)
- ④定 員／200名
- ③募集案内／現在受付中です。当法人 HP をご覧下さい。

II 矯正施設等を退所した知的障害者への支援研修

非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会

【研修の目的】

矯正施設等退所者への福祉支援について、参加者が互いの実践等の情報を共有することにより、支援の実践の深化を図ることを目的にした研修会です。

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成30年2月15日(木)～16日(金)
- ③場 所／TKP神田ビジネスセンター
- ④定 員／140名
- ③募集案内／現在受付中です。当法人 HP をご覧下さい。

III 国立のぞみの園支援者養成現任研修

【研修の目的】

国立のぞみの園のフィールドを活用して、高齢知的障害者支援、行動障害者支援、矯正施設などを退所した知的障害者支援、発達障害児支援に携わる若手職員などを対象として、必要な知識や技術、関係機関との連携のあり方などについて、実践を通して学んでいただくことを目的とした実務研修です。

- ①コ ー ス／・高齢知的障害者支援コース
・行動障害者支援コース
・矯正施設を退所した知的障害者支援コース
・発達障害児支援コース
- ②期 日／平成30年4月～平成31年3月(随時受入)
- ③場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ④募集案内／現在受付中です。当法人 HP をご覧下さい。

【お申し込み・お問い合わせ先】

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課
(担当：新井・宮澤)

TEL027-320-1357 FAX027-320-1368

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416 【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービスを提供しています。

TEL.027-320-1005 【診療部療育支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。また、医療に関する相談や心理相談も受け付けています。

TEL.027-320-1327 【診療部医事係】

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちが障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520 【事業企画部相談支援係】

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366 【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1357 【事業企画部研修係】

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っています。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 【事業企画部養成係】

○刊行物のお支払い方法

刊行物をご購入いただいた際のお支払いにつきまして、お客様の利便性を図るため、ゆうちょ銀行の取扱いを始めます。振込口座などの詳細は、同封の用紙をご覧ください。

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

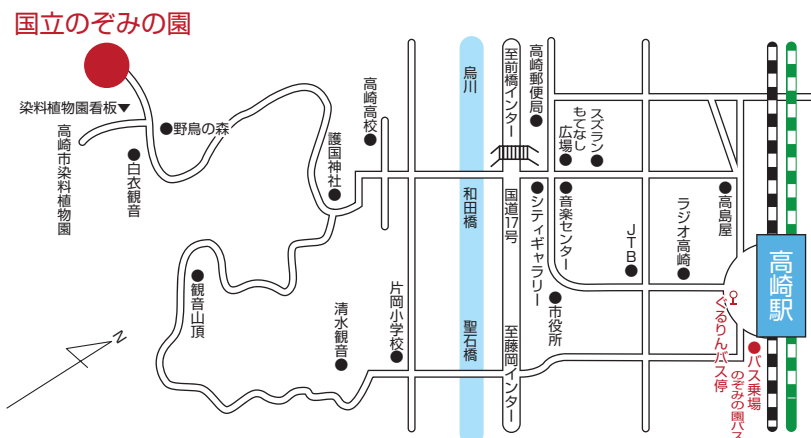
『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613（総務部）

FAX.027-327-7628（直通）

アクセスマップ



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用
所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】
2. バスの利用
 - ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
所要時間【約40分】
 - ②のぞみの園定期バス
所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501（代表）FAX.027-327-7628
URL <http://www.nozomi.go.jp> E-mail webmaster@nozomi.go.jp

ニュースレター

平成30年1月1日発行 第55号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501（代表） FAX.027-327-7628（代表）

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。